

彦根市社会体育施設適正管理計画

令和3年3月
彦根市

目 次

第1章 社会体育施設適正管理計画策定の背景	1
1. 計画策定の背景・目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	2
4. 対象施設	3
5. 計画策定の流れ	4
第2章 対象施設の現況整理	6
1. 対象施設周辺の現況の整理	6
(1) 周辺土地利用	6
(2) 公共交通によるアクセス	7
(3) 公共建築物等立地状況	8
(4) 人口分布の状況	9
(5) 周辺市町における類似施設の立地状況	10
2. 建物現況の整理	13
(1) 彦根市稲枝地区体育館	13
(2) 彦根市弓道場	22
(3) 彦根市武道場	29
3. 管理運営状況の整理	37
(1) 彦根市稲枝地区体育館	37
(2) 彦根市弓道場	39
(3) 彦根市武道場	41
4. 対象施設の現況のまとめ	43
第3章 対象施設の評価	49
1. 対象施設の評価の手順	49
2. 対象施設の現況評価	50
(1) 施設の現状情報の収集・整理	50
(2) 施設の現状情報に基づく個別施設の方向性に関する検討	51
3. 対象施設的环境評価	54
(1) スポーツ施設に関する政策方針の検討	54
(2) 対象施設的环境に関する情報の収集・整理	56
(3) 対象施設の基本方針に関する検討	56

第4章 個別計画の検討	59
1. 適用可能な手法の選定	59
(1) 対象施設の機能保持	60
(2) 総量コントロール	61
(3) 施設不足の解消	62
(4) 本管理計画による対象施設の修繕・改修内容	63
2. フォローアップの実施方針	74
3. 推進・取組体制	74

第1章 社会体育施設適正管理計画策定の背景

1. 計画策定の背景・目的

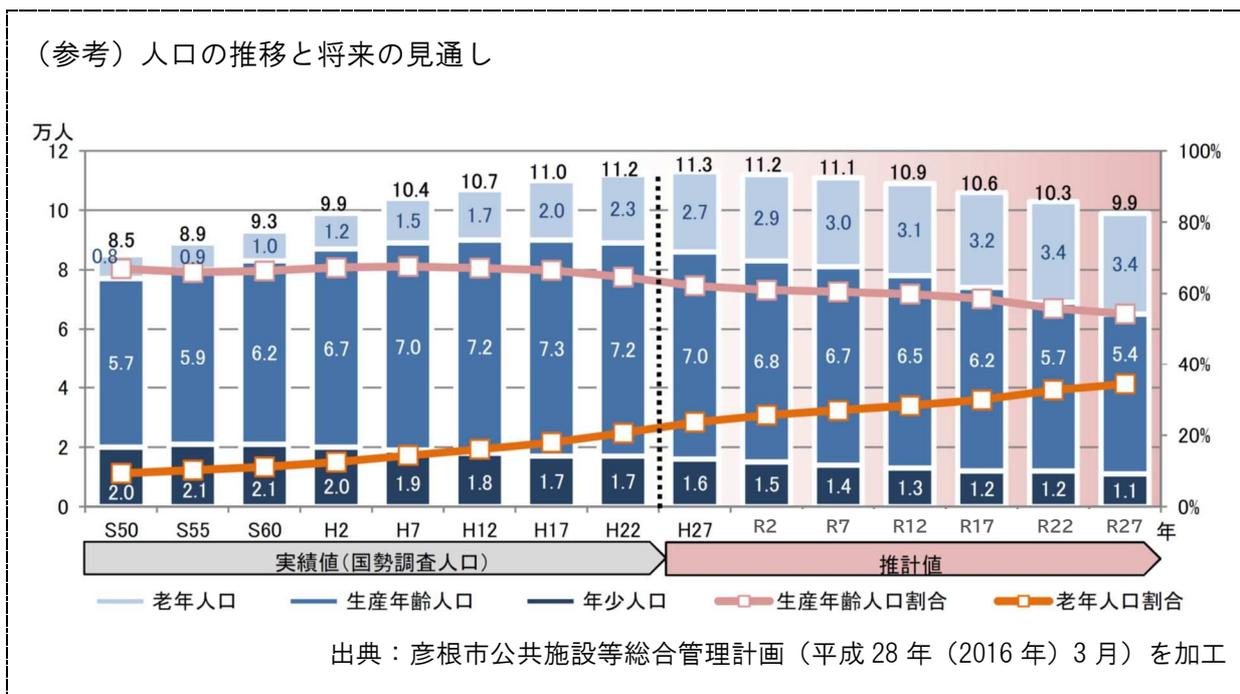
近年、我が国においては、高度成長期を中心に集中して整備された公共施設等の老朽化が進み、今後一斉に大規模改修や建替え時期を迎える一方で、少子高齢化や人口減少の進展等社会情勢の変化により、公共施設の利用ニーズが変化していくものと予想されます。また、税収の減少や社会福祉関連経費等の増加に伴い、地方公共団体の財政状況はますます厳しいものになることが想定されます。

本市においても、厳しい財政状況が続く中、所有する公共施設等のうち、建物の4割以上が建築後30年以上経過しており、今後、大量に更新時期を迎えることになり、これら施設の更新費用は、将来の大きな負担になると考えられます。

このような状況の中で、本市では、必要な市民サービスを提供していくため、公共施設全体を把握し、計画的な更新、統廃合、長寿命化を検討するとともに、財源の確保や効率的、効果的な施設運営等によって、コストと便益が最適な状態で保たれた上で、安全・安心な公共施設マネジメントを確立するための骨子となる「彦根市公共施設等総合管理計画」を平成28年（2016年）に策定しました。

同計画では、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」として、①予防保全による長寿命化の推進、②総量の適正化、③耐震化の推進による安全上の向上、④公共施設の効率的かつ効果的な運営、の4つを掲げており、個別の施設については、施設類型ごとの特性を踏まえ、個別計画を策定することとしています。

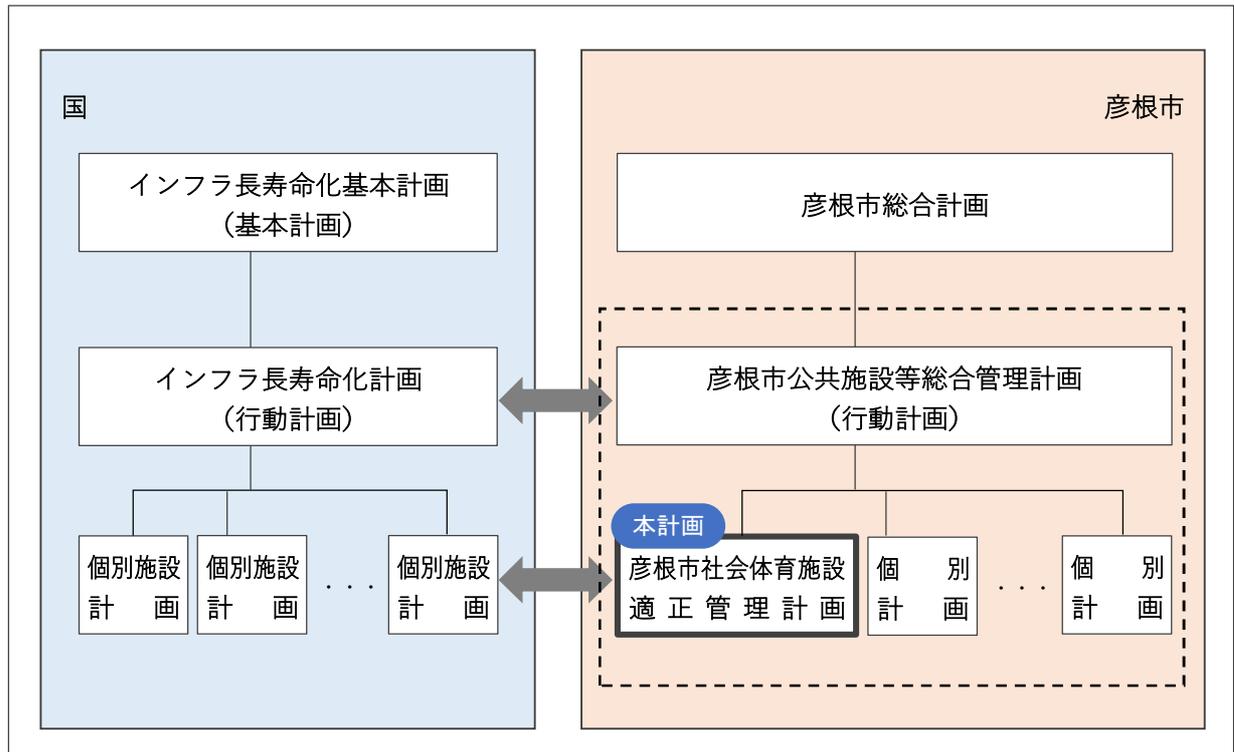
この「社会体育施設適正管理計画」は、これらの状況を踏まえ、社会体育施設の今後の管理、運営のあり方を検討し、今後の方針を示すために策定するものです。



2. 計画の位置づけ

本計画は、彦根市総合計画を上位計画とする「彦根市公共施設等総合管理計画」に基づく施設類型別の「個別計画」に位置づけられ、総合管理計画における施設類型別の管理に関する基本方針を踏まえた、施設のあり方に関する具体的な方向性を示すものです。この総合管理計画および個別計画は、国の関係省庁連絡協議会が示した「インフラ長寿命化基本計画」に基づく「行動計画」および「個別施設計画」に相当するものです。

なお、本計画検討にあたっては、これらの上位計画に加え、「彦根市スポーツ推進計画」や各種スポーツ関連施策を反映するものとします。



3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年とします。ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に計画の見直しを行うこととします。

4. 対象施設

本計画の対象とする施設は、次に掲げる3つの施設とします。

■対象施設の概要

	施設名	竣工年	延床面積	備考
1	彦根市稲枝地区体育館	昭和58年 (1983年)	770.58 m ²	
2	彦根市弓道場	昭和58年 (1983年)	141.00 m ²	令和4年度に用途廃止予定
3	彦根市武道場	昭和60年 (1985年)	320.19 m ²	



(彦根市稲枝地区体育館)

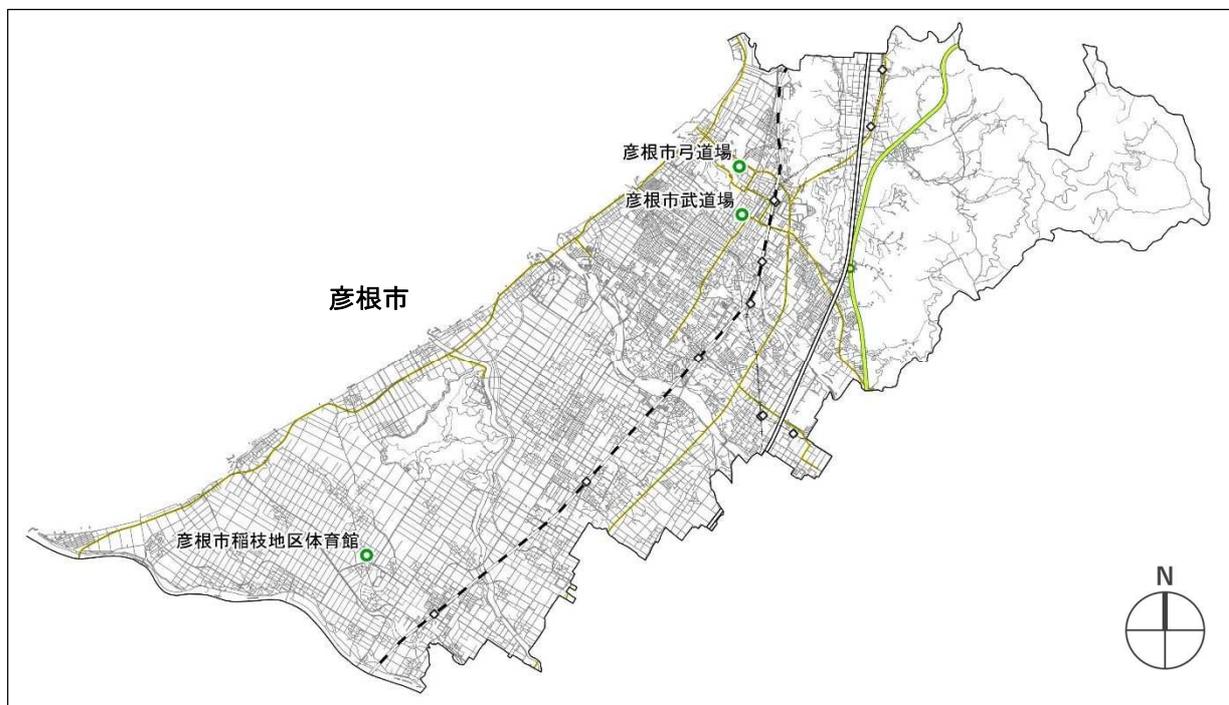


(彦根市弓道場)



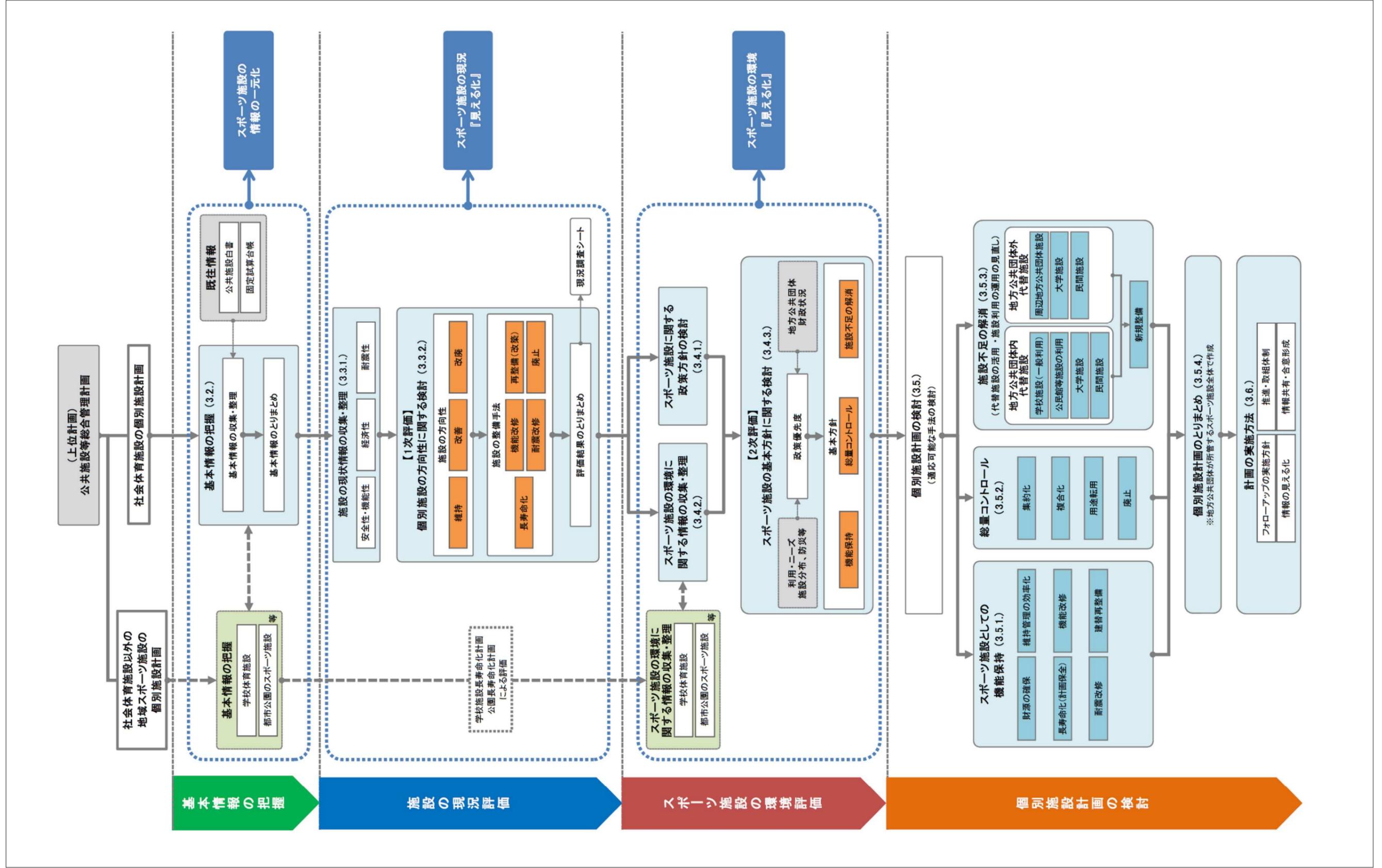
(彦根市武道場)

■対象施設の位置図



5. 計画策定の流れ

本計画は、スポーツ庁が示す「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン（平成31年4月一部改訂）」の計画策定の手順を踏まえ、計画を策定します。計画策定の手順は次頁のとおりです。



出典：スポーツ施設のストック適正化ガイドライン（平成31年4月一部改訂/スポーツ庁）

第2章 対象施設の現況整理

1. 対象施設周辺の現況の整理

(1) 周辺土地利用

①彦根市稲枝地区体育館

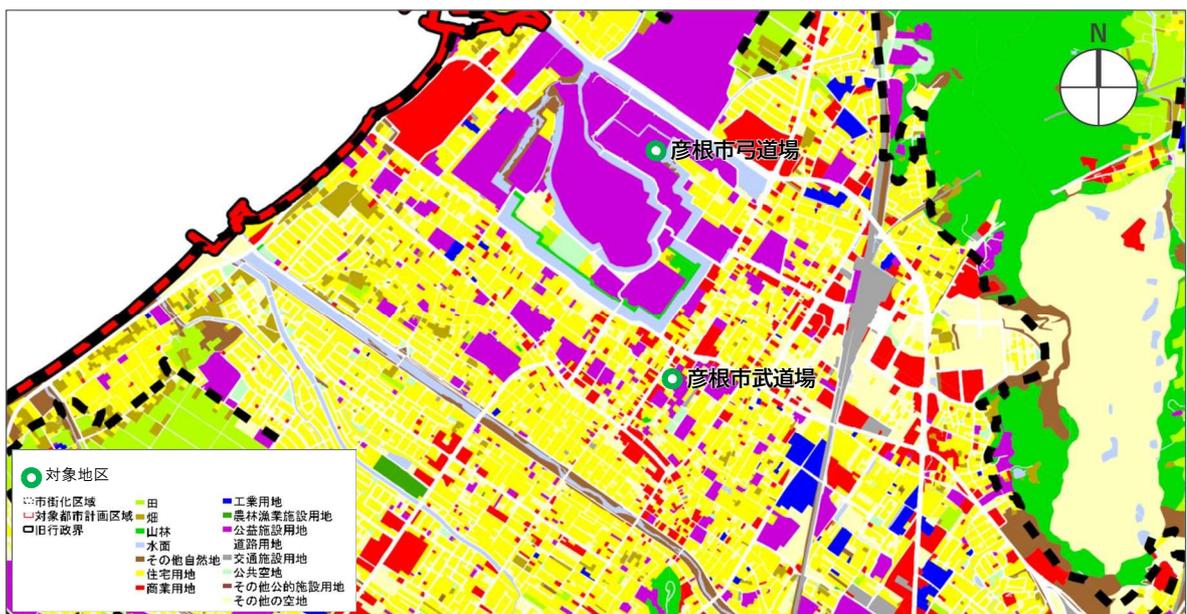
彦根市稲枝地区体育館は、市街化調整区域内に位置しており、概ね田畑に囲まれています。周辺に稲枝支所・みずほ文化センター等の公共建築物や住宅が集積しているところに立地しています。



出典：彦根市立地適正化計画（平成30年（2018年）3月/彦根市）

②彦根市弓道場および彦根市武道場

彦根市弓道場および彦根市武道場は、市街化区域内に位置しており、商業・住宅・公益等の多様な土地利用がなされているところに立地しています。



出典：彦根市立地適正化計画（平成30年（2018年）3月/彦根市）

(2) 公共交通によるアクセス

①彦根市稲枝地区体育館

彦根市稲枝地区体育館は、JR 稲枝駅から概ね徒歩 30 分の距離に位置していますが、比較的近い場所にバス停が位置しています。



出典：国土数値情報（令和2年10月時点公表情報）

②彦根市弓道場および彦根市武道場

彦根市弓道場は、JR 彦根駅から概ね徒歩 15 分の距離、最寄りのバス停からも概ね徒歩 8 分の距離に位置しています。彦根市武道場は、JR 彦根駅から概ね 10 分の距離に位置しており、比較的近い場所にバス停が位置しています。

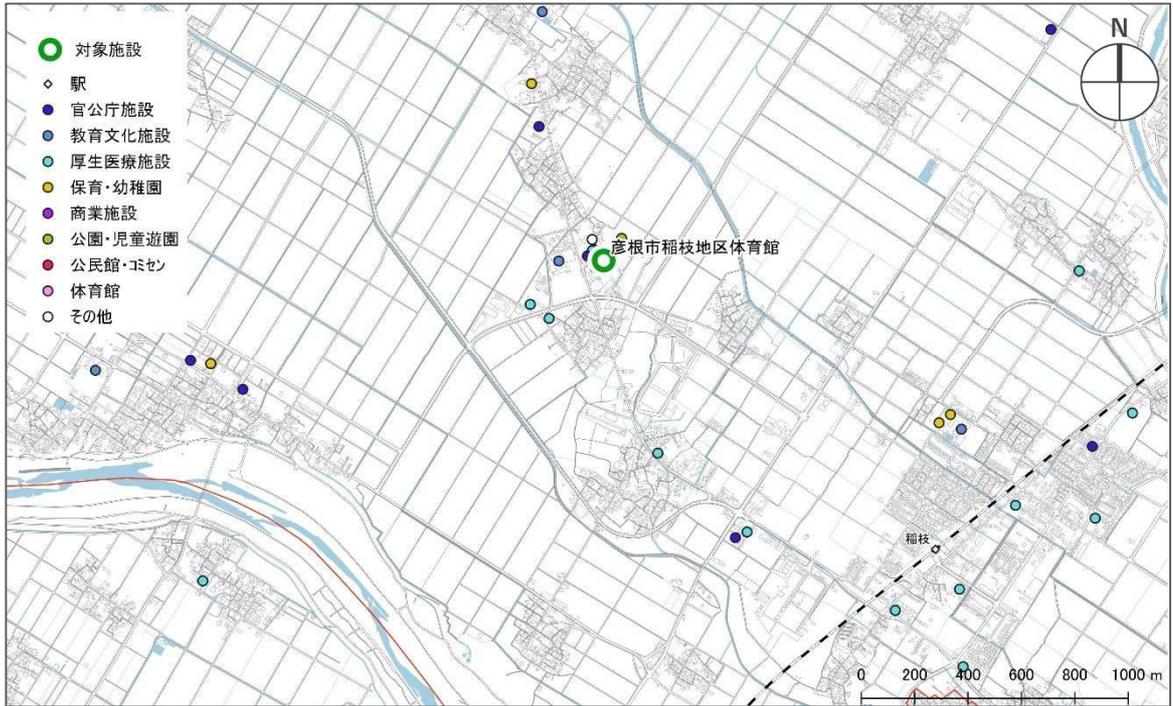


出典：国土数値情報（令和2年10月時点公表情報）

(3) 公共建築物等立地状況

①彦根市稲枝地区体育館

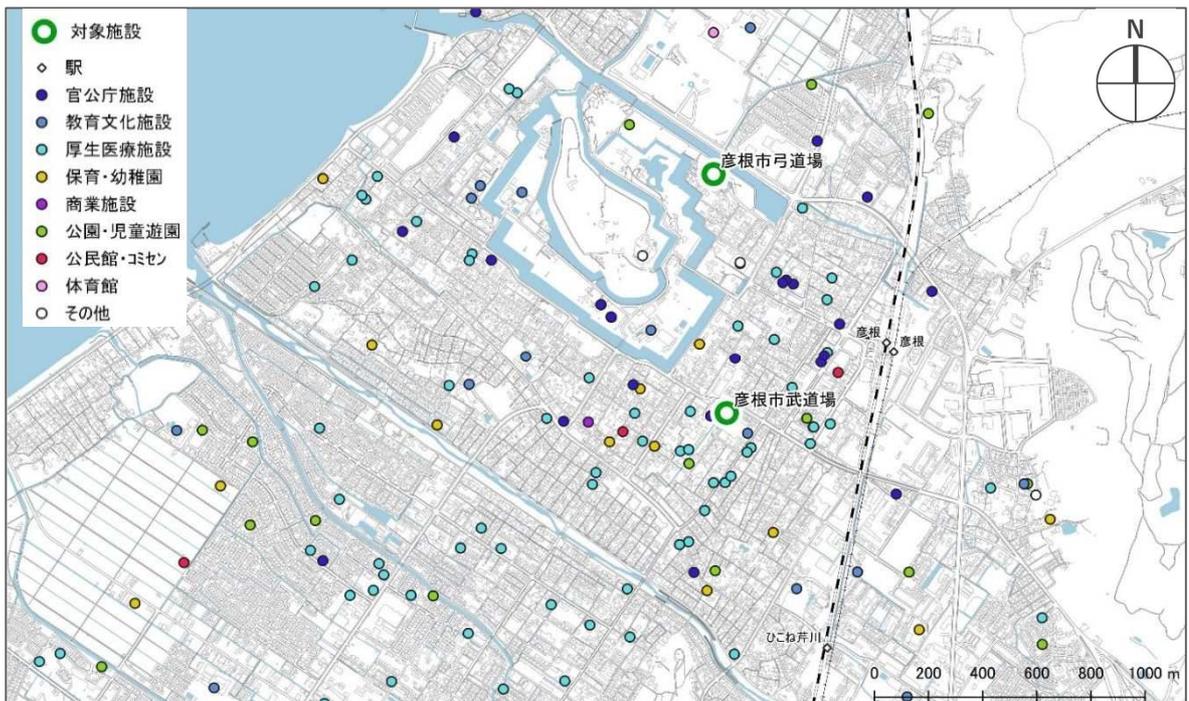
彦根市稲枝地区体育館周辺には、官公庁施設、教育文化施設、厚生医療施設等が集積して立地しています。また周辺部にも各施設が点在しています。



出典：国土数値情報（令和2年10月時点公表情報）

②彦根市弓道場および彦根市武道場

彦根市弓道場および彦根市武道場は市街地に立地しており、周辺には官公庁施設、教育文化施設、厚生医療施設、保育・幼稚園等多数の施設が点在しています。

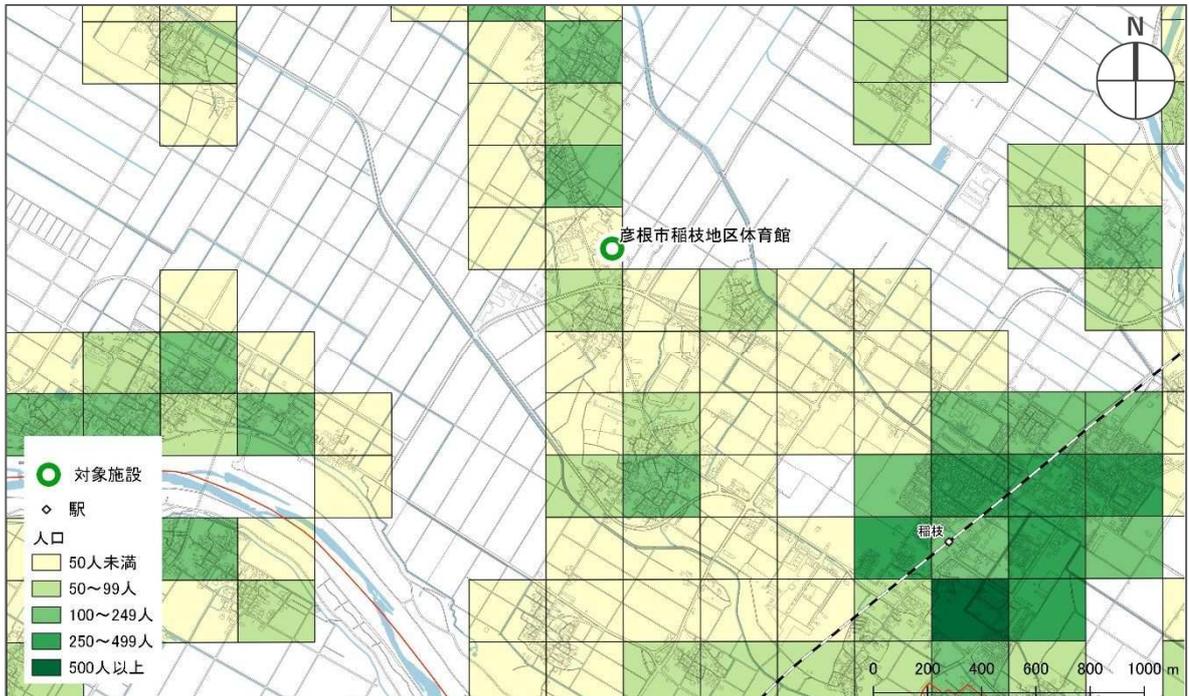


出典：国土数値情報（令和2年10月時点公表情報）

(4) 人口分布の状況

①彦根市稲枝地区体育館

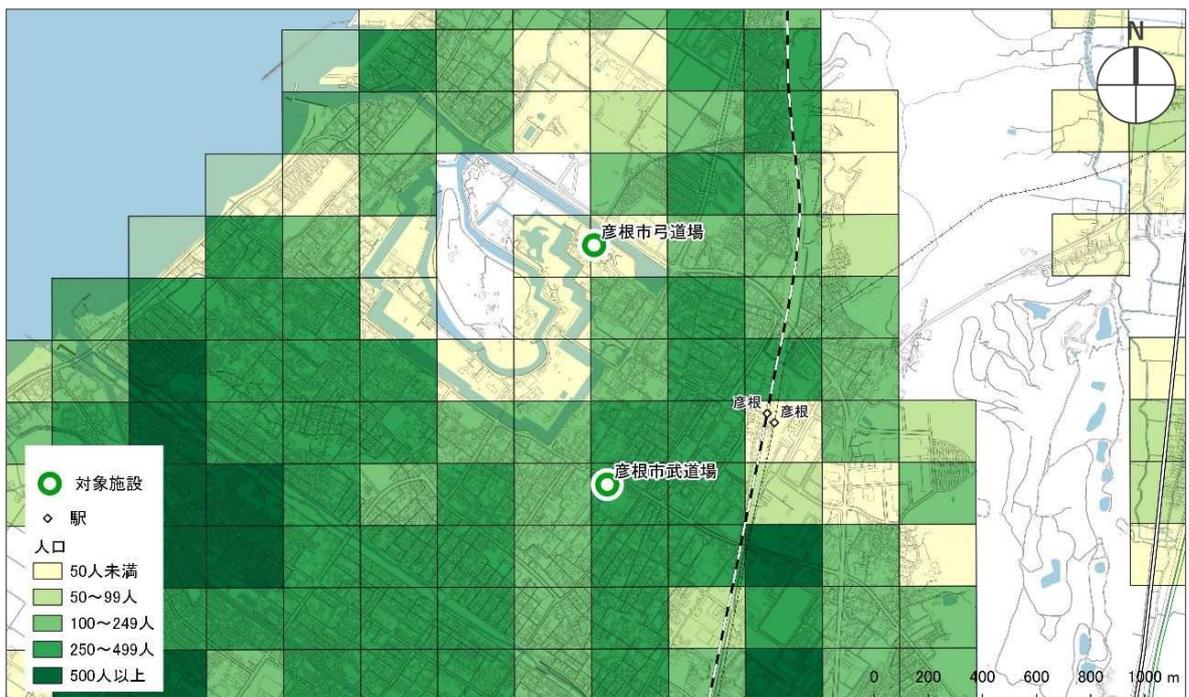
彦根市稲枝地区体育館周辺は、JR 稲枝駅付近の一部で 250 人/ha 以上の人口集積が見られますが、ほとんどの範囲で田畑の中に民家が点在しており 100 人/ha 以下となっています。



出典：平成 27 年国勢調査

②彦根市弓道場および彦根市武道場

彦根市弓道場および彦根市武道場周辺は、概ね 100 人/ha 以上の人口が集積しています。特に、彦根市武道場周辺は中心市街地に位置しており、250~499 人/ha と比較的高い人口集積となっています。

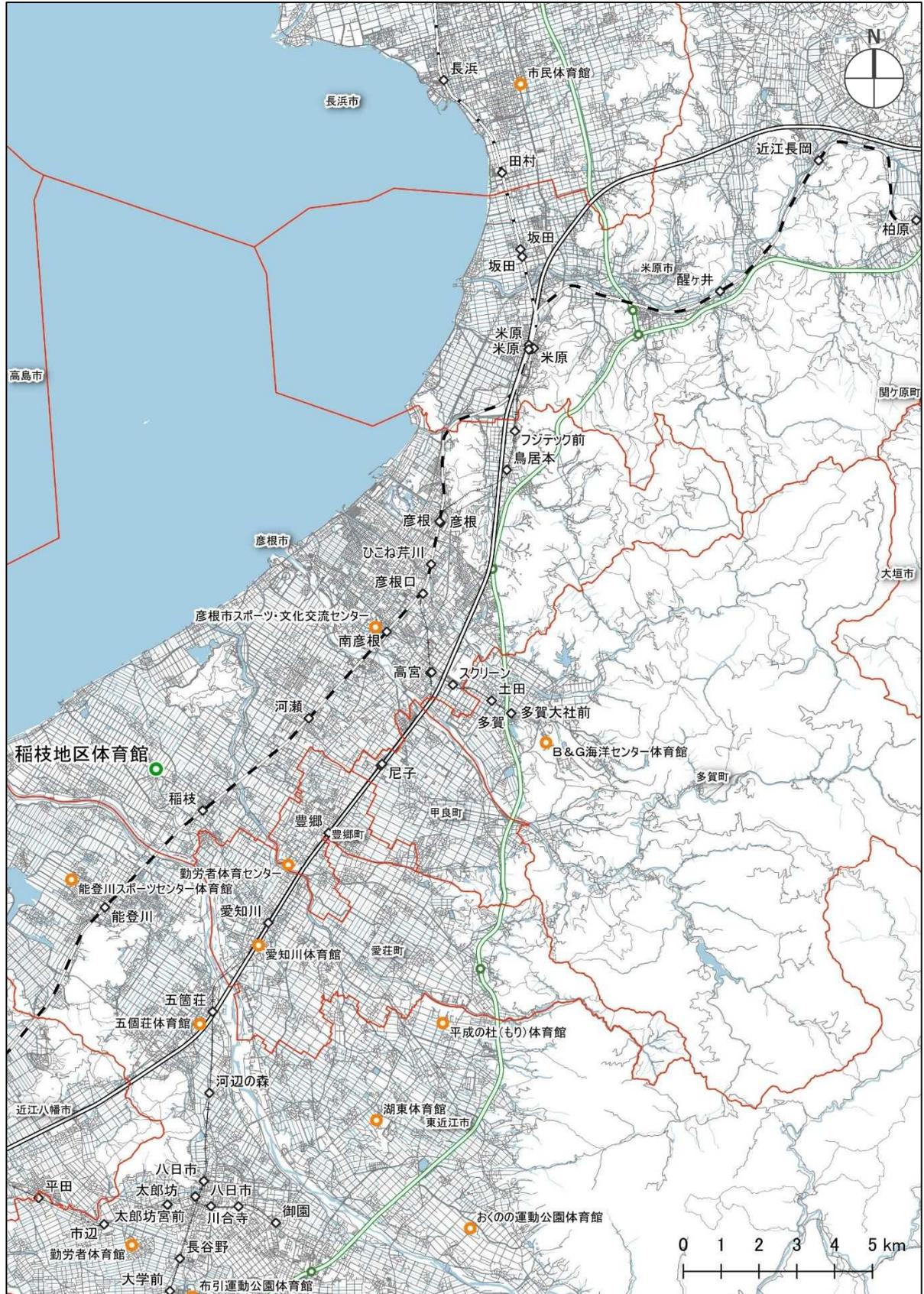


出典：平成 27 年国勢調査

(5) 周辺市町における類似施設の立地状況

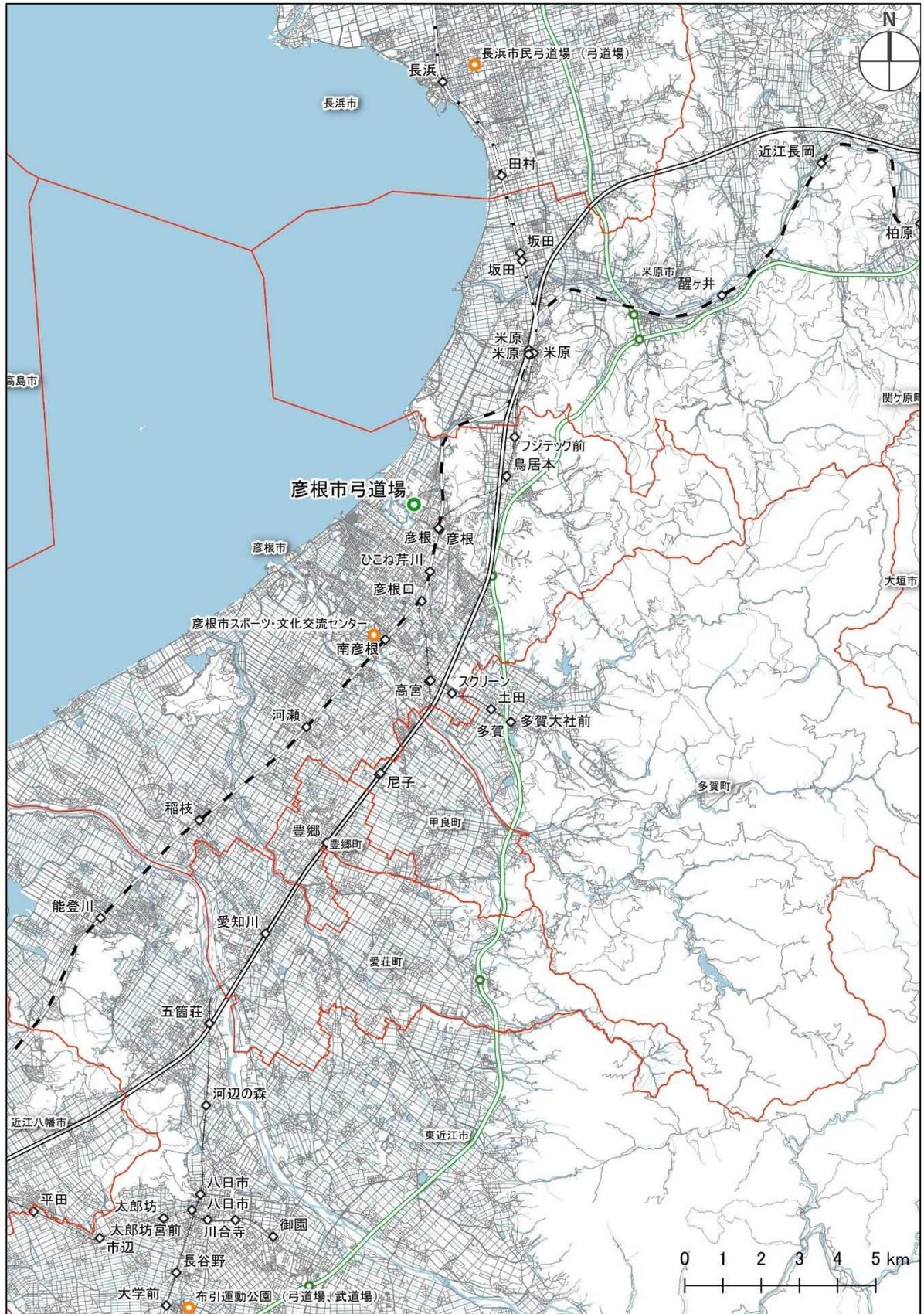
① 彦根市稲枝地区体育館

体育館機能を有する施設として、市内では、彦根市スポーツ・文化交流センターが整備される予定です。市外では、各市町に1箇所以上、体育館機能を有する施設が立地しています。



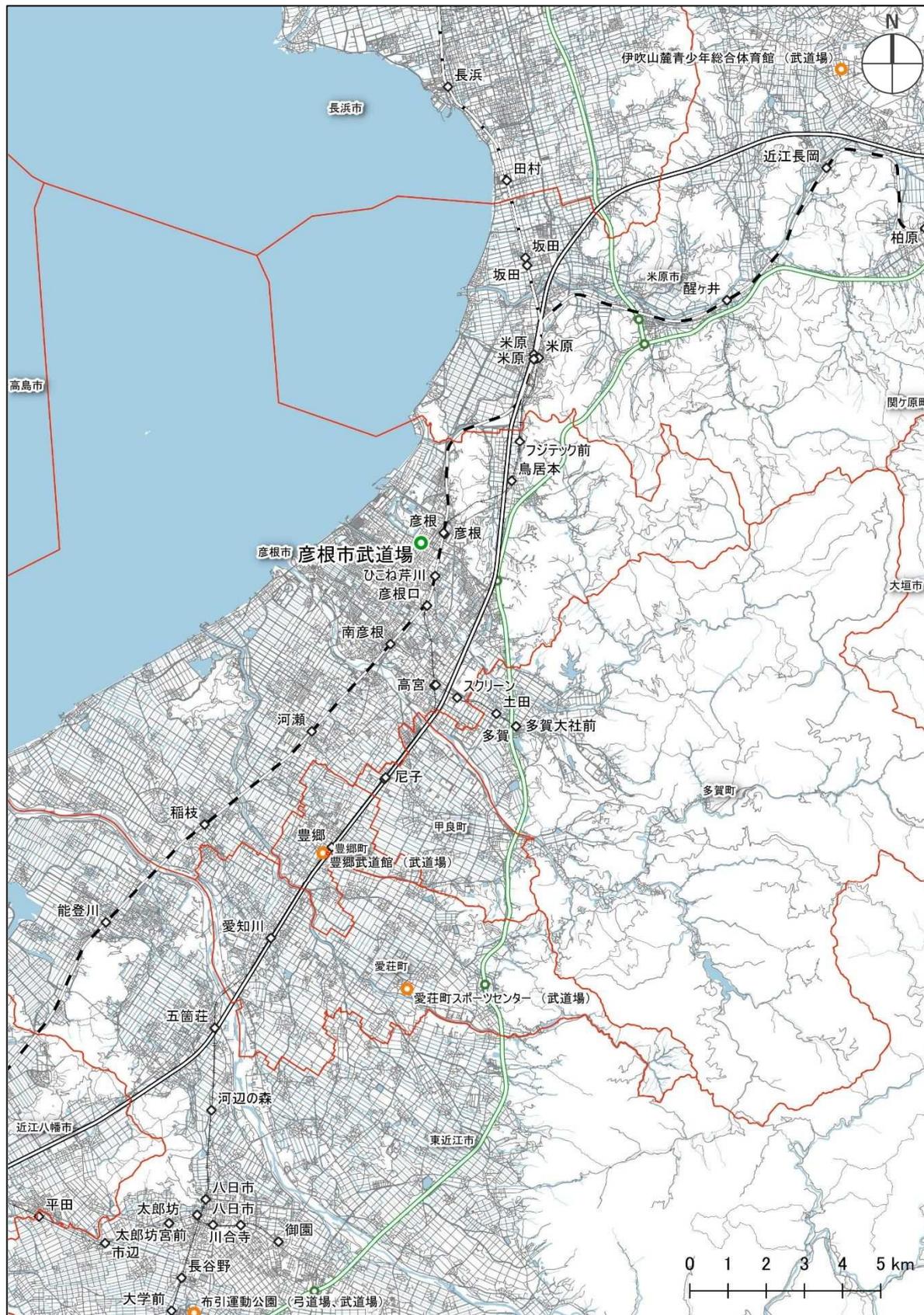
②彦根市弓道場

弓道場を有する施設として、市内では、彦根市スポーツ・文化交流センターが整備される予定です。市外では、長浜市および東近江市に1箇所ずつ立地しています。



③彦根市武道場

武道場を有する施設は、市内に当該施設のみです。市外では、米原市、豊郷町、愛荘町、東近江市に1箇所ずつ立地しています。



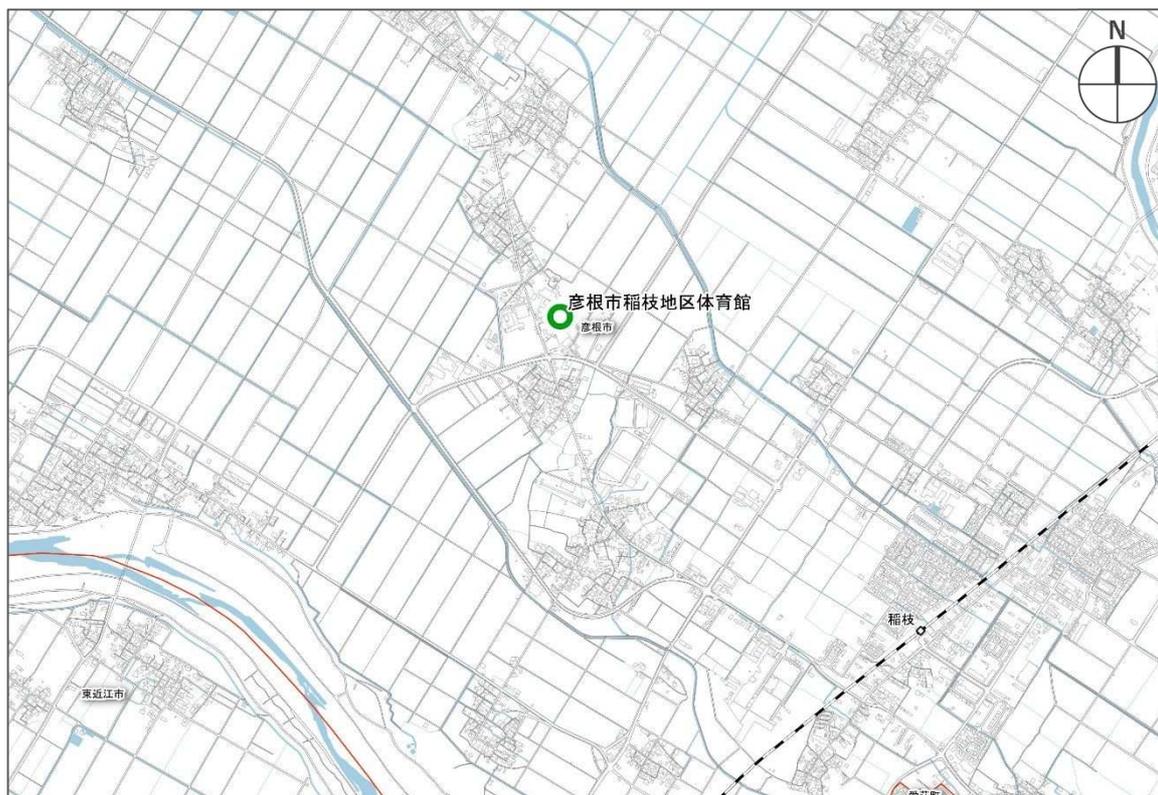
2. 建物現況の整理

(1) 彦根市稲枝地区体育館

①施設・建築概要

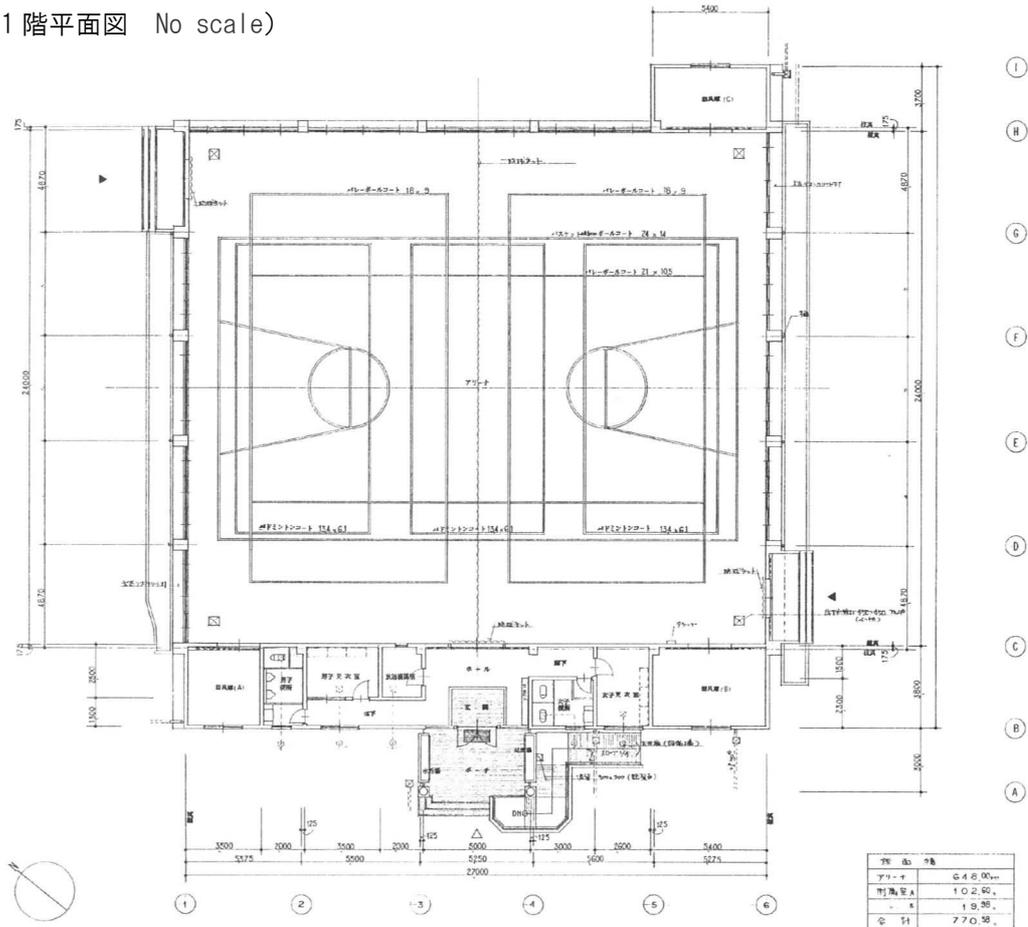
施設名	彦根市稲枝地区体育館
所在地	彦根市金田町 609 番地 2
所有者	土地：彦根市、建物：彦根市
竣工年月	昭和 58 年（1983 年）6 月
敷地面積	613.00 m ²
延床面積	770.58 m ²
構造・階数	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨）1 階建
耐用年数	65 年
駐車台数	4 台相当のスペースあり（ほかに稲枝支所・公民館等駐車場あり）
施設内容	競技場 648 m ² （バレーボールコート 2 面、バスケットボールコート 1 面、バトミントンコート 3 面）、更衣室、トイレ等

■位置図

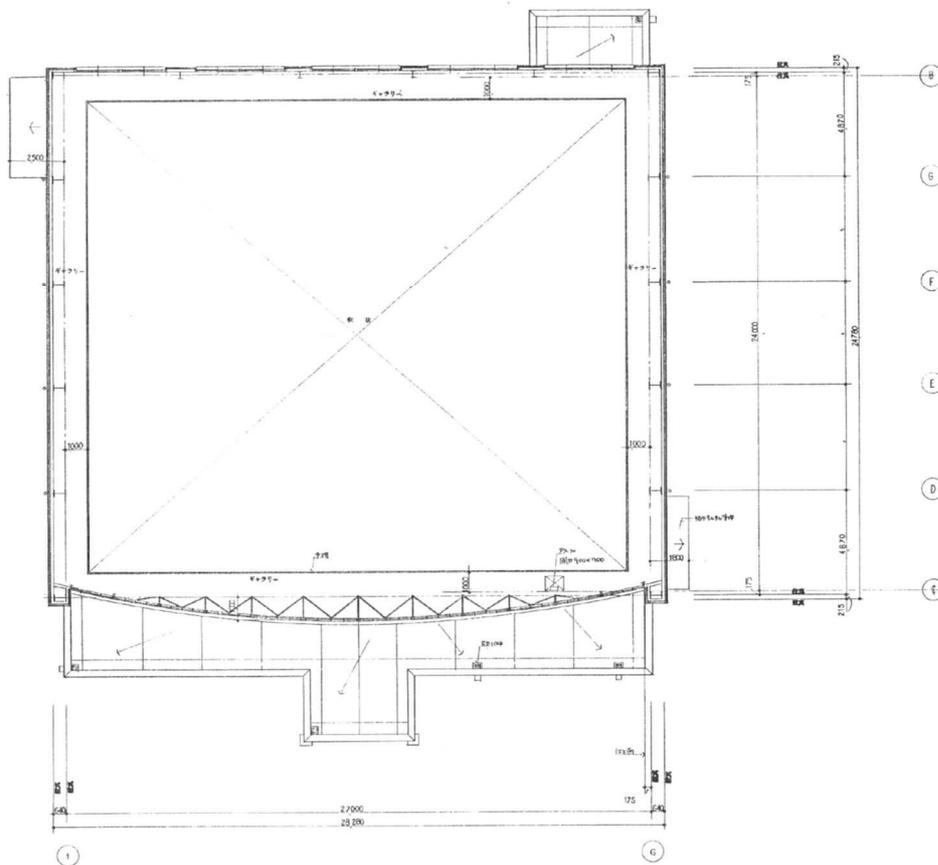


■施設配置図

(1階平面図 No scale)



(2階平面図 No scale)



②建物劣化状況

劣化状況については、現地調査を実施し、平成28年度に実施した定期点検における指摘事項の時点観察を行うとともに、現時点での施設管理者指摘・要望事項と新たに確認された劣化・損傷状況等について各所判定を行いました。

今回実施した現地調査における判定基準およびD判定とする観点は以下のとおりです。

なお、彦根市弓道場および彦根市武道場についても同様の方法で現地調査を実施し、各所判定を行いました。

■判定基準（平成28年度定期点検報告と同じ）

A:特に措置を要しない	B:軽微な対応を要するまたは引き続き観察を続ける
C:精密調査を要する	D:補修・改善を要する

■今回調査におけるD判定とする観点

- | |
|--|
| ①人身の危険をおよぼす恐れのある劣化・損傷(曝裂、剥離落下、安全歩行の支障 等) |
| ②各種法令基準を満たしていない状況(避難・防災設備の劣化・損傷 等) |
| ③建物の維持保全上、重大な影響をおよぼす恐れのある劣化・損傷(漏水 等) |

i 平成 28 年度定期点検結果

平成 28 年 3 月に実施した定期点検では、一部項目について D 判定が見られました。

点検項目等		判定	状況	
敷地・地盤	1. 敷地・地盤	①地盤の状況	A	
		②敷地の状況	A	
	2. 空地・通路等	①空地・通路等の管理状況	A	
		②避難通路等の管理状況	A	
		③舗装等の劣化・損傷状況	A	
	3. 工作物等	①ブロック塀・コンクリート塀等の劣化・損傷状況	—	
		②擁壁・がけ等の劣化・損傷状況	—	
		③屋外機器の劣化・損傷状況	A	
		④植栽の管理状況	A	
	4. その他特記事項		—	
外壁	1. 外壁の防火性能	①防火対策の状況	A	
	2. 建物躯体(外部からの点検)	①土台および基礎の状況	—	
		②建物躯体の劣化・損傷状況	A	
	3. 外壁仕上げ材等	①タイル、モルタル、石貼り等の劣化・損傷状況	A	
		②パネル面(塗装含む)の劣化・損傷状況	—	
	4. 窓・サッシ等	①サッシ等の維持保全状況	A	
		②サッシ等の劣化・損傷状況	A	
		③ガラスの固定状況	A	
	5. 看板、空調室外機等	①緊結等の状況	—	
		②劣化・損傷状況	—	
	6. その他特記事項		—	
	屋上・屋根	1. 防水層	①防水保護層の劣化・損傷状況	A
②露出防水層の劣化・損傷状況			—	
2. 屋上・屋根面		①パラペット等の劣化・損傷状況	A	
		②排水状況	A	
		③屋根ふき材等の劣化・損傷状況	A	
		④屋根ふき材等の防火性能	A	
		⑤出入口の状況	—	
3. 機器、工作物(クーリングパ、広告塔、高架・高置水槽、手すり等)		①緊結等の状況	—	
		②劣化・損傷状況	—	
4. 煙突(外壁付き、屋上突出)		①緊結等の状況	—	
		②劣化・損傷状況	—	
5. その他特記事項		—		
建物内部	1. 防火区画等の構成	①防火区画を構成する床、壁、柱、はりの状況	—	
		②吹き抜けなどのたて穴区画の状況	—	
		③面積区画・異種用途区画の状況	—	
		④防火区画の外周部の処置状況	—	
		⑤界壁等の状況	—	
	2. 防火設備(扉等)	①防火扉等の設置状況	—	
		②防火扉等の維持保全状況	—	
	3. 防火設備(シャッター)	①防火シャッターの設置状況	—	
		②防火シャッターの維持保全状況	—	
	4. 防火区画貫通部	①ダクト・配線・配管等の区画貫通部の処置状況	—	
	5. 内装・収納物等	①内装材の状況	D	壁クロスの剥がれ、内装合板の割れ
		②家具・機器類の状況	A	
	6. 建物躯体等(内部から点検)	①建物躯体の劣化・損傷状況	B	
		②耐火被覆の状況	—	
	7. 居室の採光・換気	①採光の確保状況	A	
		②換気設備の状況	A	
	8. 雨漏り、漏水等	①雨漏りの状況	A	
②漏水の状況		—		
9. その他特記事項		D	木枠が欠けている、ドアガラスの破損	

点検項目等		判定	状況	
避難施設等・非常用進入口等	1. 避難経路等	①避難出口・通路の状況	—	
		②2方向避難の確保状況	—	
		③避難バルコニーの状況	—	
	2. 階段	①階段の状況（共通）	—	
		②屋外階段の状況	—	
		③特別避難階段の状況	—	
	3. 排煙設備	①防煙区画・排煙設備の状況	—	
	4. その他の設備等	①非常用進入口等の状況	—	
		②非常用エレベーターの状況	—	
		③非常用照明装置の状況	—	
	5. その他特記事項		D	誘導灯が点灯しない

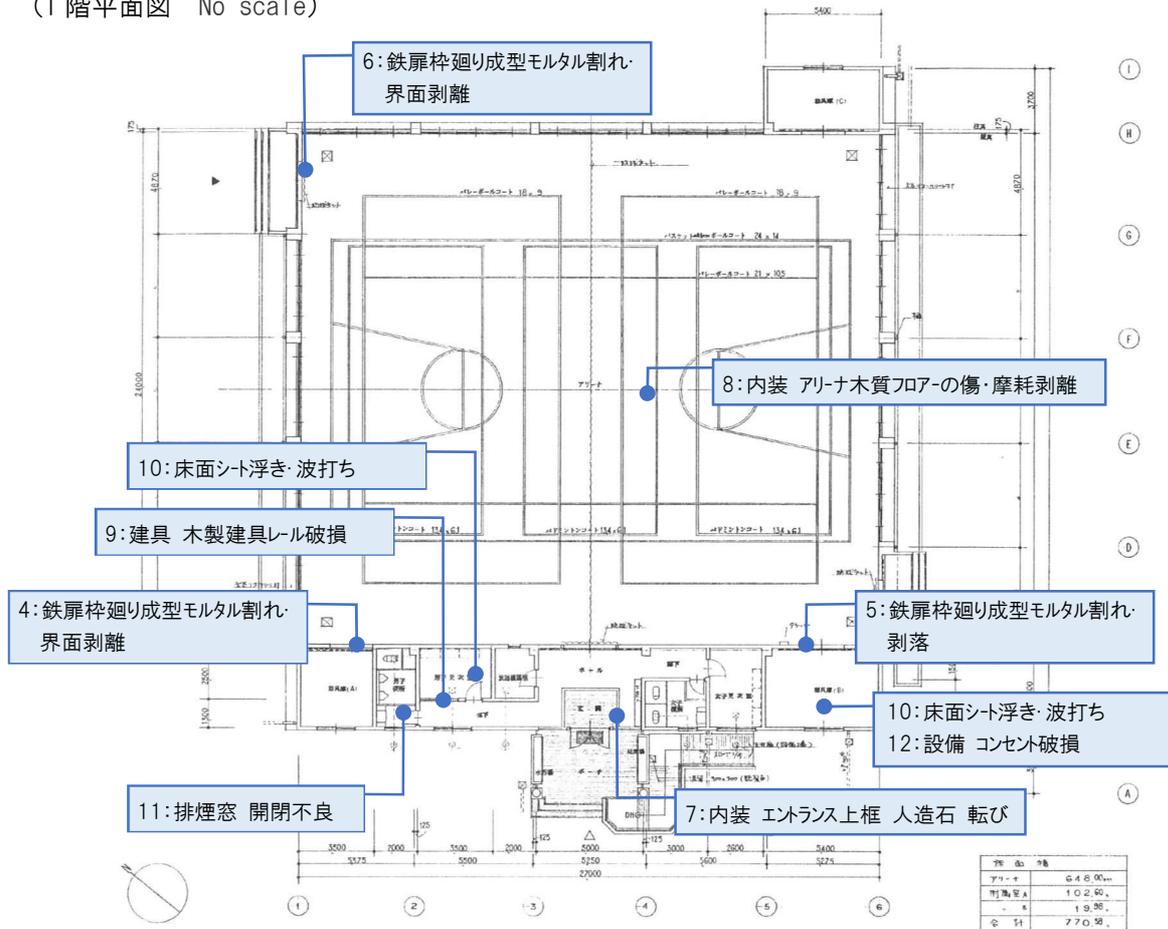
ii 令和2年度現地調査結果

令和2年10月に現地調査を実施し、平成28年度に実施した定期点検における指摘事項の時点観察を行うとともに、現時点での施設管理者指摘・要望事項と新たに確認された劣化・損傷状況等について各所判定を行いました。結果、以下の内容についてD判定が見られました。

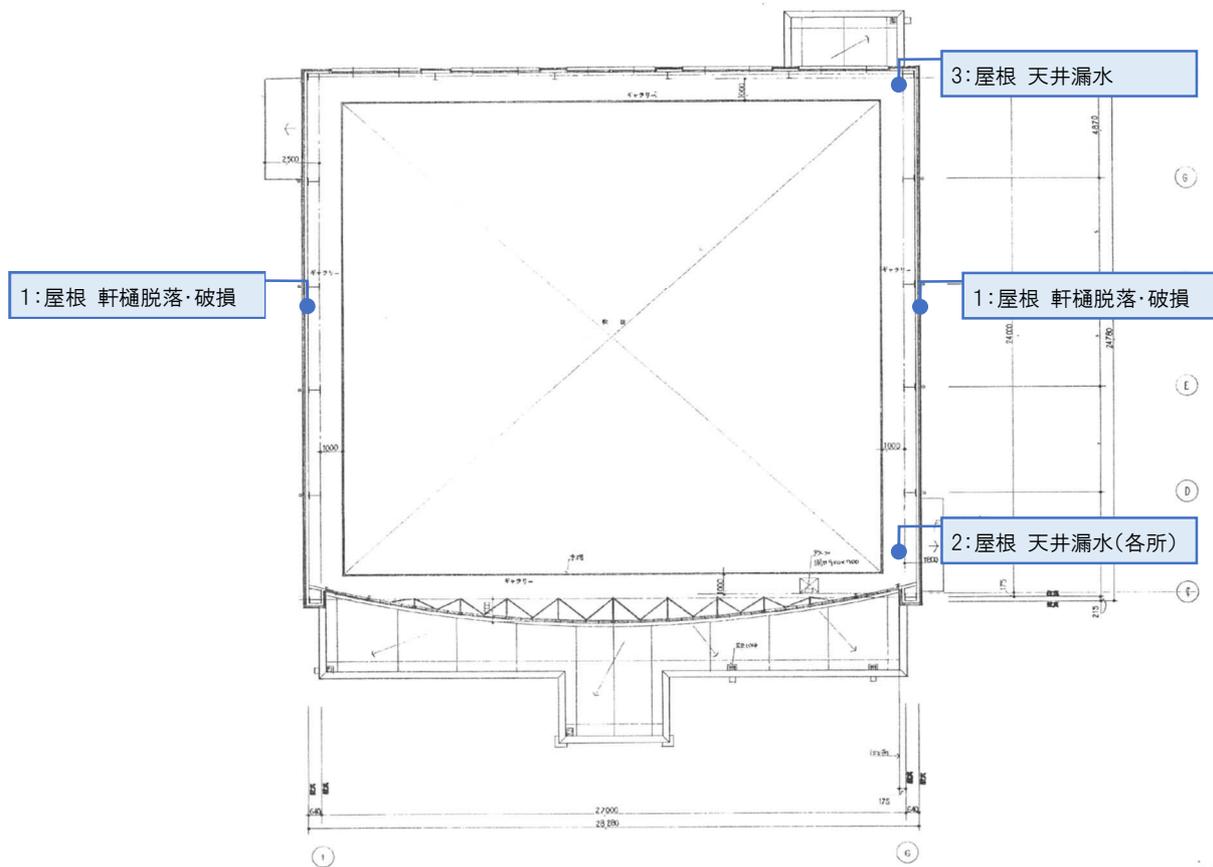
No.	劣化状況	部位・室名	補修内容	備考
1	屋根 軒樋脱落・破損	屋上 東側面・西側面	軒樋破損部更新	管理者指摘・要望事項
2	屋根 天井漏水	屋上 アリーナ天井各所	漏水部分屋根補修	管理者指摘・要望事項
3	屋根 天井漏水	屋上 アリーナ天井東角柱上	漏水部分屋根補修	管理者指摘・要望事項
4	鉄扉枠廻り成型モルタル割れ・界面剥離	1階 器具庫1	樹脂注入補修	新たに確認された事項
5	鉄扉枠廻り成型モルタル割れ・剥落	1階 器具庫2	研り・成型補修	新たに確認された事項
6	鉄扉枠廻り成型モルタル割れ・界面剥離	1階 西面出入口	樹脂注入補修	新たに確認された事項
7	内装 エントランス上框 人造石 転び	1階 エントランス	隙間補修	新たに確認された事項
8	内装 アリーナ木質フローアの傷・摩耗剥離	1階 アリーナ床面	部分張替え改修	新たに確認された事項
9	建具 木製建具レール破損	1階 男子更衣室	レール設置改修	新たに確認された事項
10	床面シート浮き・波打ち	1階 男女更衣室共	床シート貼替え	管理者指摘・要望事項
11	排煙窓 開閉不良	1階 男子トイレ	オペレーター更新	管理者指摘・要望事項
12	設備 コンセント破損	1階 女子更衣室	電気工事	新たに確認された事項

■劣化状況図

(1階平面図 No scale)



(2階平面図 No scale)



③バリアフリー対応状況

劣化状況の調査とともに、バリアフリー対応状況についても調査を実施しました。調査にあたっては、「彦根市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（以下、施行細則）」を基準とし、各項目に対してバリアフリー対応が適応されているか確認しました。

■バリアフリー対応状況

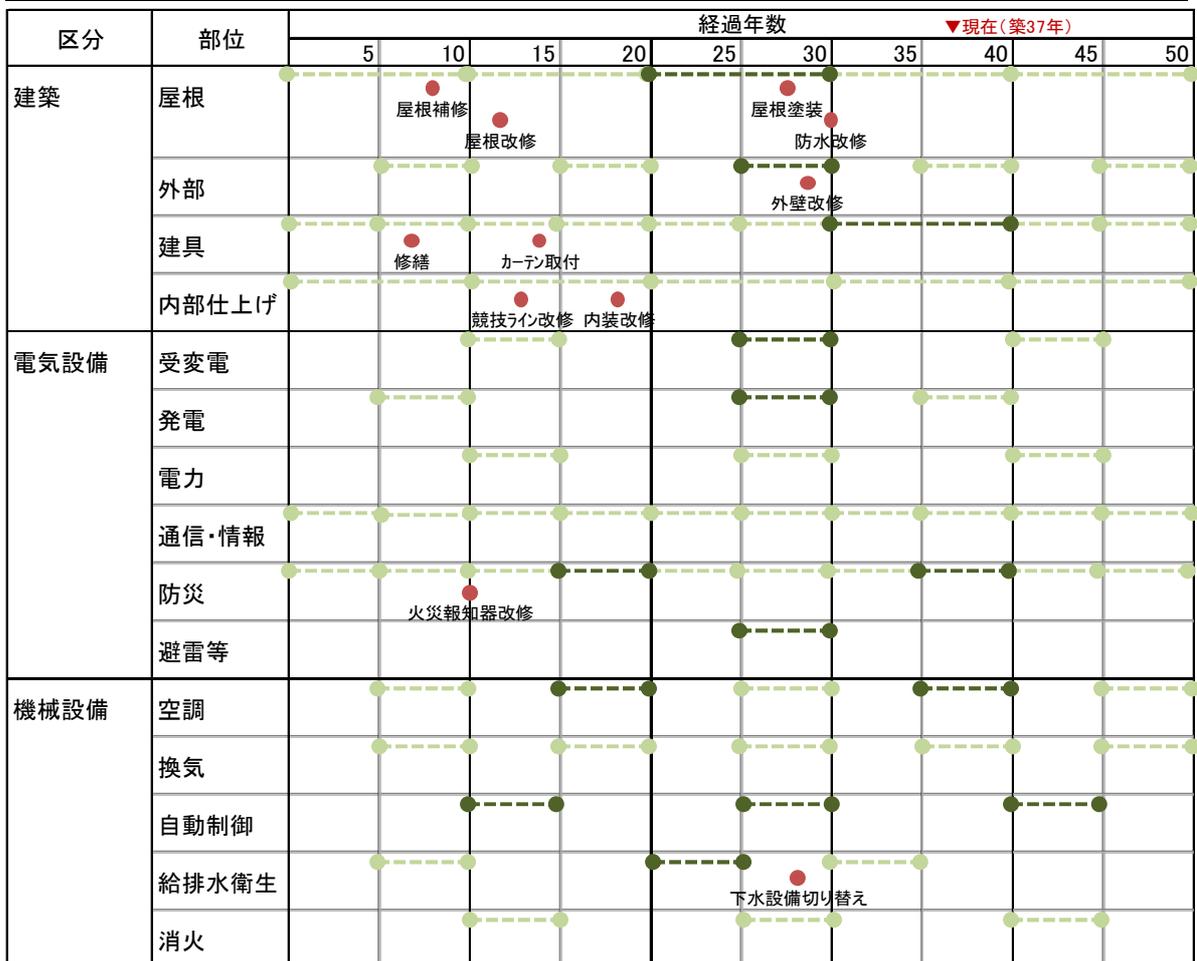
- ・ 施行細則と照らし合わせると、バリアフリーに配慮された施設となっていないため、車椅子利用者等の利用を想定する必要があるれば、バリアフリー改善等の対応が必要となります。
- ・ なお、本施行細則は、特別特定建築物（不特定多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する建築物）で、床面積の合計が2,000平方メートル以上の新築、増築、改築または用途変更をする際に、適合させる基準であり、今回直ちに改善が必要となるわけではないことを加味し、修繕・改修計画への反映においては、必要最低限の改善に留めることとします。

整備項目	概要
駐車場	・ 区画割りされた駐車場がなく、車椅子利用者用の駐車施設もない。
標識・案内設備	・ 標識や案内する設備が設けられてない。
案内設備までの経路	・ 点字ブロックや音声誘導装置が設置されていない。
ポーチ・玄関	・ 出入口は十分な幅が確保されており、開閉しやすい両開き戸や車椅子利用者に対応した水平部分が設けられている。 ・ 玄関までの経路に傾斜路・エレベーターが不足している。
廊下・ホール	・ 滑りにくい素材や引き分け戸が設けられている。 ・ 移動経路の幅員が十分でない。
器具庫	・ 出入口は十分な幅が確保されており、車椅子利用者に対応した水平部分が設けられている。
男女便所	・ 車椅子利用者のための便房が設置されていない。 ・ 室内に手すりが設置されていない。
男女更衣室	・ 出入口の幅が十分でない。
放送室	・ 出入口の幅が十分でない。

④主な改修・修繕履歴

彦根市稲枝地区体育館は、これまでに、屋根、建具、内部仕上げ等について改修・修繕を行っています。

施工年	工事名称	工事内容
昭和58年度	建設工事	新築 RC+S造 1階 延べ770.58㎡
平成2年度	修繕工事	1. 面格子取替工事 12か所 2. 壁板張替工事/シナベニヤ張替EP塗4枚、ケイカル板をシナベニヤに張替 EP塗 1枚
平成3年度	屋根補修工事	1. 棟部止水補修 13m 2. 越屋根止水補修 4か所
平成5年度	自動火災報知設備改修工事	1階放送機器室にある既設自火報受信機を撤去新設蓄積式受信機取付
平成7年度	屋根改修その他工事	1. 屋根改修 既設越屋根撤去後折板葺 130㎡ 2. 設備工事 サイクル槽取付 (φ300) 4台
平成8年度	競技ライン改修工事	1. 床、機械研磨、ポリウレタンワンス塗 637.84㎡ 2. 競技ライン改修 バスケットボールコート1面 バレーボールコート3面 バトミントン3面
平成9年度	カーテン取付工事	カーテン取付工事 一式
平成13年度	内装改修工事	内装改修 ビニルクロス貼り約115㎡ 構造用合板板張り約522㎡
平成23年度	下水設備切り替え工事	下水設備切替工事(単独浄化槽からの切替) トイレ改修工事(男女)
平成23年度	屋根塗装工事	体育館屋根塗装工事約1,110㎡ 折板と棟包みとの取り合い部(面戸周囲) コーキング約14m 端部水切り部コーキング約60m
平成24年度	外壁改修ほか工事	外壁面塗装改修 約530㎡ シーリング 約230m
平成25年度	防水改修工事	屋上FRP防水約182㎡、建具周りシーリング打ち替え 約72m



概ねの修繕周期・更新周期: ●---● 修繕 ●---● 更新

⑤法令への適合状況

法令への適合状況は以下のとおりです。

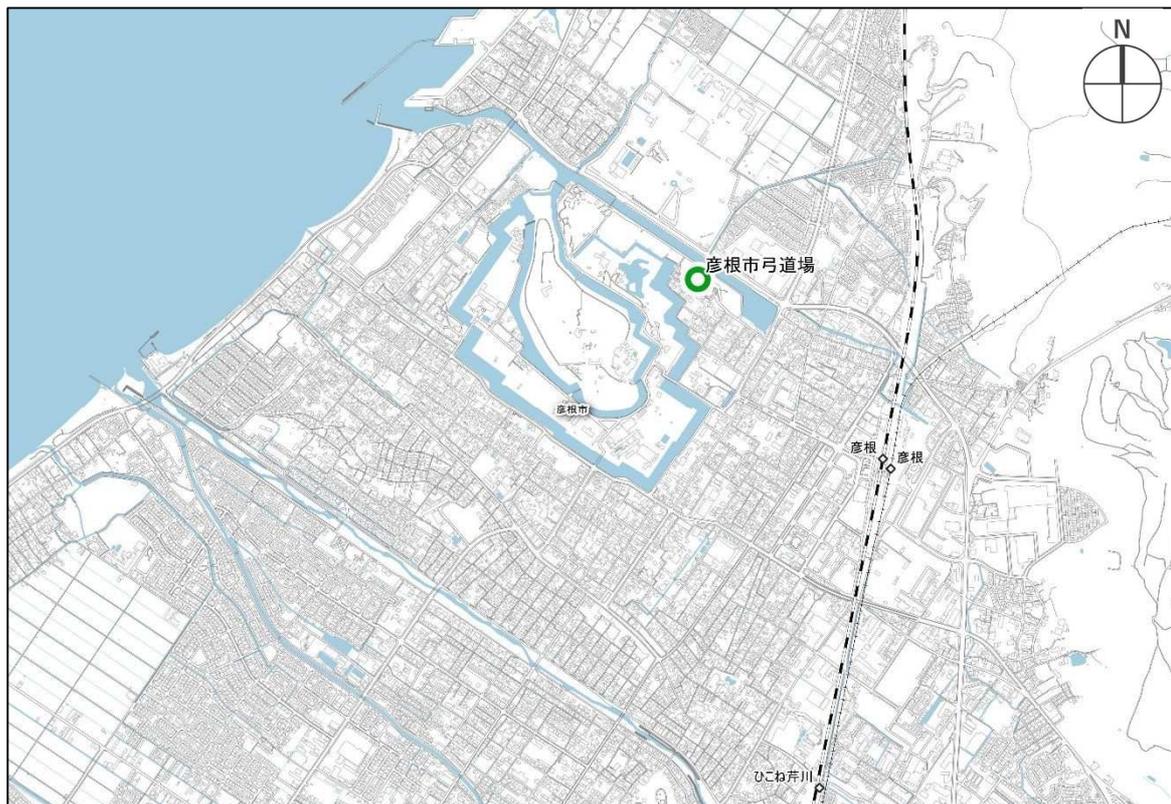
法令		適合状況
建築基準法	特殊建築物等の定期調査報告	定期調査実施 (②-i のとおり)
建築基準法	建築設備の定期調査報告	定期調査実施
建築基準法	昇降機等の定期調査報告	－ (昇降機なし)
消防法	消防用設備等点検の結果	対象外
電気事業法	自家用電気工作物の定期点検	対象外

(2) 彦根市弓道場

①施設・建築概要

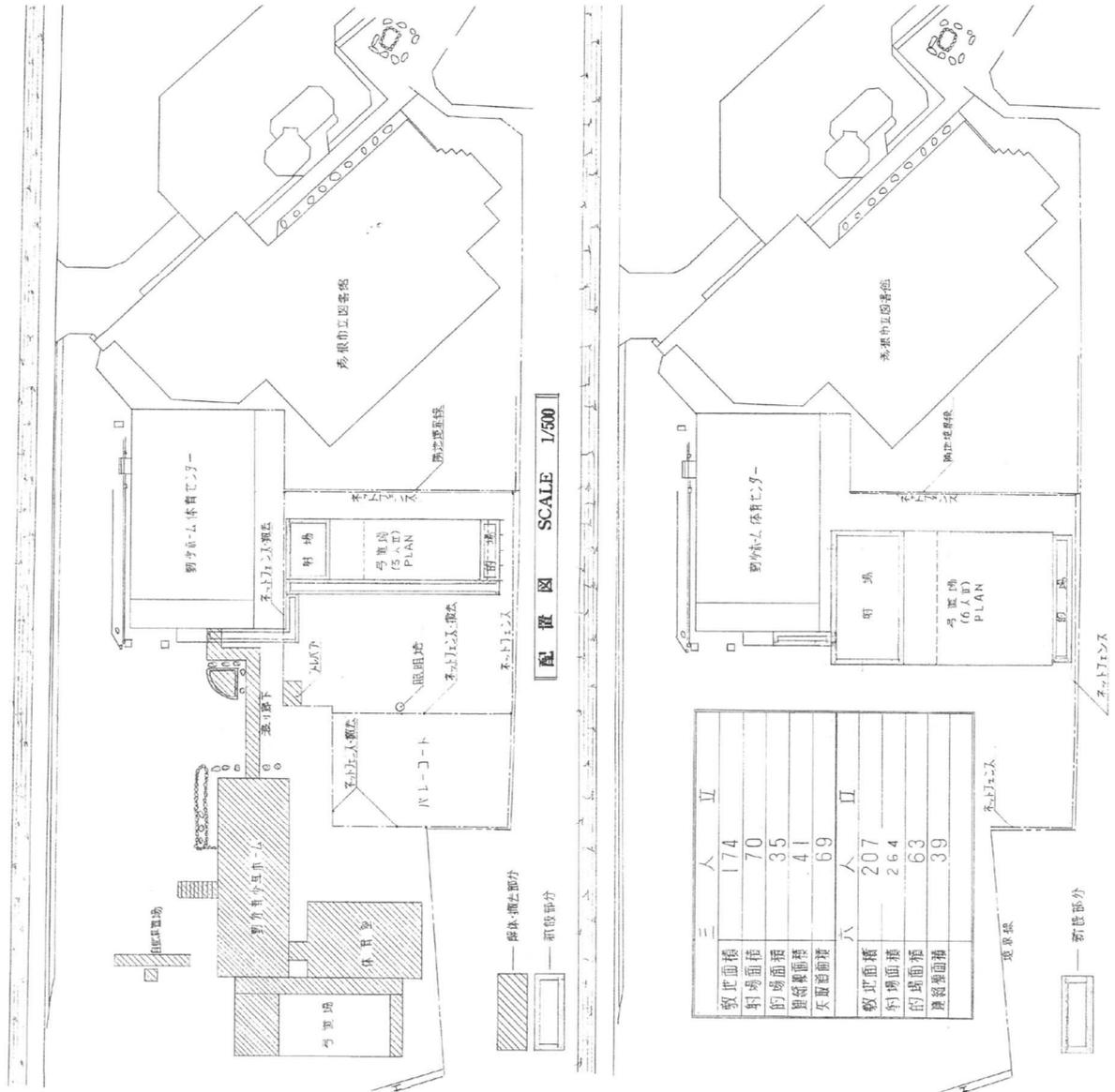
施設名	彦根市弓道場
所在地	彦根市尾末町8番1号
所有者	土地：彦根市、建物：彦根市
竣工年月	昭和58年1月
敷地面積	2,300.00 m ²
延床面積	141.00 m ² (弓道場 105.00 m ² 、更衣室 36.00 m ²)
構造・階数	鉄骨造 (ALC版) 1階建
耐用年数	65年
駐車台数	なし (図書館前駐車場もしくは金亀公園駐車場を利用)
施設内容	射場 105 m ² 、的場 42 m ²

■位置図

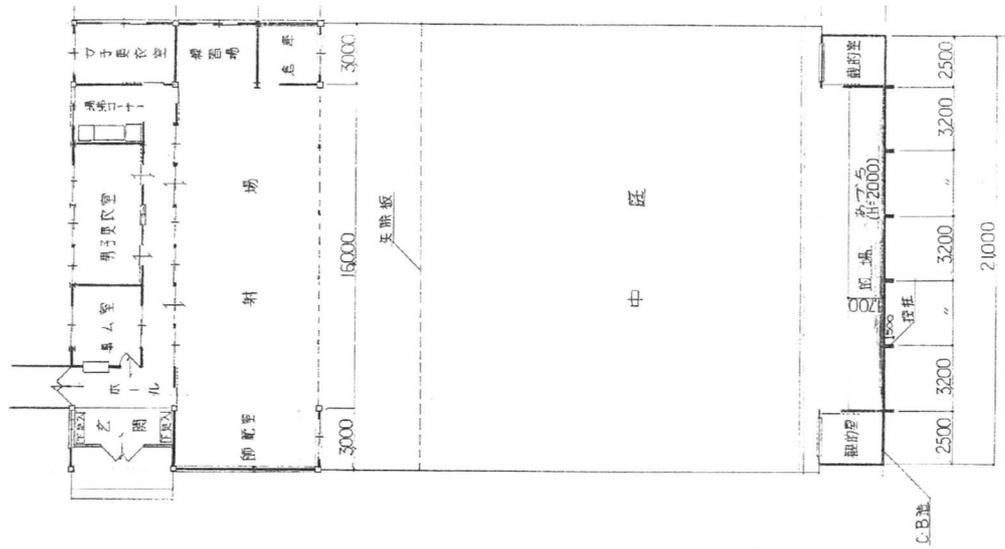


■施設配置図

(配置図 No scale)



(平面図 No scale)



②建物劣化状況

i 平成 28 年度定期点検結果

平成 28 年 3 月に実施した定期点検では、一部項目についてD判定が見られました。

点検項目等		判定	状況	
敷地・地盤関係	1. 敷地・地盤	①地盤の状況	A	
		②敷地の状況	A	
	2. 空地・通路等	①空地・通路等の管理状況	A	
		②避難通路等の管理状況	A	
		③舗装等の劣化・損傷状況	—	
	3. 工作物等	①ブロック塀・コンクリート塀等の劣化・損傷状況	B	
		②擁壁・がけ等の劣化・損傷状況	—	
		③屋外機器の劣化・損傷状況	—	
		④植栽の管理状況	—	
	4. その他特記事項		—	
外壁関係	1. 外壁の防火性能	①防火対策の状況	A	
	2. 建物躯体(外部からの点検)	①土台および基礎の状況	A	
		②建物躯体の劣化・損傷状況	B	
	3. 外壁仕上げ材等	①タイル、モルタル、石貼り等の劣化・損傷状況	A	
		②パネル面(塗装含む)の劣化・損傷状況	A	
		③シーリング材等の劣化・損傷状況	A	
	4. 窓・サッシ等	①サッシ等の維持保全状況	B	
		②サッシ等の劣化・損傷状況	A	
		③ガラスの固定状況	A	
	5. 看板、空調室外機等	①緊結等の状況	—	
②劣化・損傷状況		B		
6. その他特記事項		—		
屋上・屋根	1. 防水層	①防水保護層の劣化・損傷状況	—	
		②露出防水層の劣化・損傷状況	—	
	2. 屋上・屋根面	①パラペット等の劣化・損傷状況	—	
		②排水状況	A	
		③屋根ふき材等の劣化・損傷状況	D	撤去
		④屋根ふき材等の防火性能	A	
		⑤出入口の状況	—	
	3. 機器、工作物(クーリングタワー、広告塔、高架・高置水槽、手すり等)	①緊結等の状況	—	
		②劣化・損傷状況	—	
	4. 煙突(外壁付き、屋上突出)	①緊結等の状況	—	
②劣化・損傷状況		—		
5. その他特記事項		—		
建物内部	1. 防火区画等の構成	①防火区画を構成する床、壁、柱、はりの状況	—	
		②吹き抜けなどのたて穴区画の状況	—	
		③面積区画・異種用途区画の状況	—	
		④防火区画の外周部の処置状況	—	
		⑤界壁等の状況	—	
	2. 防火設備(扉等)	①防火扉等の設置状況	—	
		②防火扉等の維持保全状況	—	
	3. 防火設備(シャッター)	①防火シャッターの設置状況	—	
		②防火シャッターの維持保全状況	—	
	4. 防火区画貫通部	①ダクト・配線・配管等の区画貫通部の処置状況	—	
	5. 内装・収納物等	①内装材の状況	B	
		②家具・機器類の状況	A	
	6. 建物躯体等(内部から点検)	①建物躯体の劣化・損傷状況	A	
		②耐火被覆の状況	—	
	7. 居室の採光・換気	①採光の確保状況	A	
		②換気設備の状況	B	
	8. 雨漏り、漏水等	①雨漏りの状況	A	
		②漏水の状況	—	

点検項目等		判定	状況
	9. その他特記事項	—	
避難施設等・非常用進入口等	1. 避難経路等	①避難出口・通路の状況	A
		②2方向避難の確保状況	—
		③避難バルコニーの状況	—
	2. 階段	①階段の状況（共通）	—
		②屋外階段の状況	—
		③特別避難階段の状況	—
	3. 排煙設備	①防煙区画・排煙設備の状況	A
	4. その他の設備等	①非常用進入口等の状況	—
		②非常用エレベーターの状況	—
		③非常用照明装置の状況	—
5. その他特記事項	—		

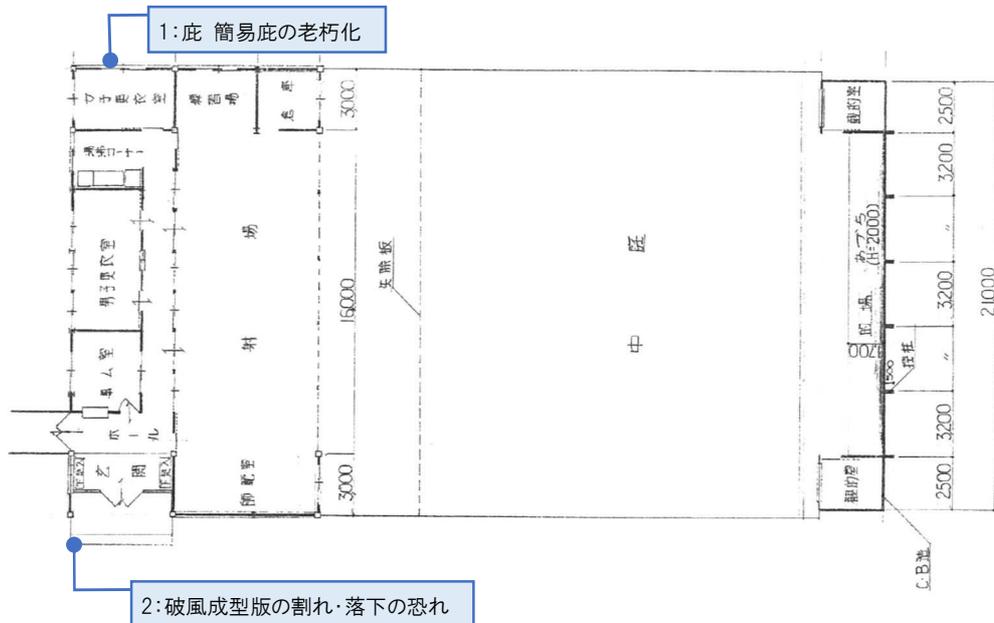
ii 令和2年度現地調査結果

令和2年10月に現地調査を実施し、平成28年度に実施した定期点検における指摘事項の時点観察を行うとともに、現時点での施設管理者指摘・要望事項と新たに確認された劣化・損傷状況等について各所判定を行いました。結果、以下の内容についてD判定が見られましたが、いずれも今年度対応予定であることが確認できたため、修繕・改修計画への反映は行わないこととしました。

No.	劣化状況	部位・室名	補修内容	備考
1	庇 簡易庇の老朽化	外部 東側面	撤去	H28年度調査指摘事項
2	破風成型版の割れ・落下の恐れ	屋根 北西角	剥離固定補修	新たに確認された事項

■劣化状況図

(平面図 No scale)



③バリアフリー対応状況

劣化状況の調査とともに、バリアフリー対応状況についても調査を実施しました。調査にあたっては、「彦根市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（以下、施行細則）」を基準とし、各項目に対してバリアフリー対応が適応されているか確認しました。

■バリアフリー対応状況

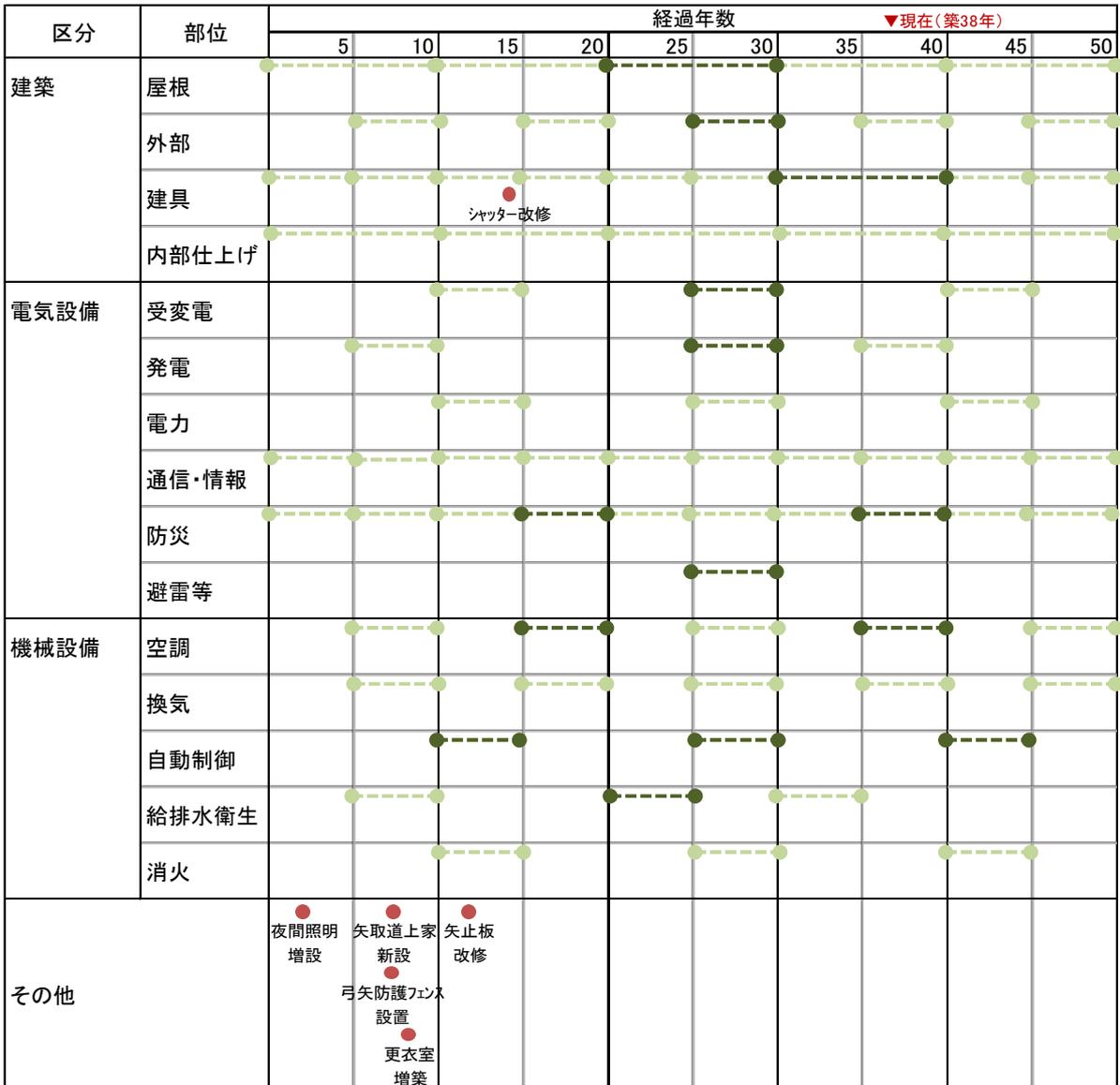
- ・ 施行細則と照らし合わせると、バリアフリーに配慮された施設となっていないため、車椅子利用者等の利用を想定する必要があるれば、バリアフリー改善等の対応が必要となります。
- ・ なお、本施行細則は、特別特定建築物（不特定多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する建築物）で、床面積の合計が2,000平方メートル以上の新築、増築、改築または用途変更をする際に、適合させる基準であり、今回直ちに改善が必要となるわけではないことを加味し、修繕・改修計画への反映においては、必要最低限の改善に留めることとします。

整備項目	概要
ポーチ・玄関	・ 出入口は十分な幅が確保されている。 ・ 開閉しやすい両開き戸や車椅子利用者に対応した水平部分が設けられていない。 ・ 玄関までの経路に傾斜路・エレベーターが不足している。
廊下・ホール	・ 移動経路は十分な幅が確保されている。 ・ 滑りにくい素材や点字ブロック等が設置されていない。
男女便所 (隣接公園内)	・ 車椅子利用者のための便房が設置されていない。 ・ 室内に手すりが設置されていない。
男女更衣室	・ 出入口は十分な幅が確保されている。
湯沸室	・ 出入口は十分な幅が確保されている。
師範室	・ 出入口の幅が十分でなく、車椅子利用者に対応した水平部分が設けられてない。
観的室	・ 出入口の幅が十分でなく、車椅子利用者に対応した水平部分が設けられてない。
射場	・ 出入口は十分な幅が確保されている。 ・ 車椅子利用者に対応した水平部分が設けられてない。

④主な改修・修繕履歴

彦根市弓道場は、これまでに建具について改修・修繕を行うとともに、関連施設の新設・増築等の工事を実施しています。

施工年	工事名称	工事内容
昭和59年度	改築工事	的場建築物 新築 S造 延べ105.00㎡ 的場建築物 新築 S造 延べ42.00
昭和60年	夜間照明設備	電灯設備工事（増設）HF400W ⁴ 台 取付
平成3年	矢取道上家新設工事	新設 S造 延べ43.82㎡
平成3年	弓矢防護フェンス設置工事	既設ネットフェンス（H=3.00m）上部に目隠しパネル設置 L=16.4m
平成4年	更衣室増築工事	1.更衣室の増築 2.既存建物に出入り口設ける 3.既設堅樋、会所枡の撤去、新設 4.既設プレハブ物置の移転
平成7年	矢止板改修工事	既設矢止め板を上方へ増設、既設仕上げ材撤去・改修
平成9年	シャッター改修工事	既設4連シャッターを5連シャッターに改修



概ねの修繕周期・更新周期: ●---● 修繕 ●---● 更新

⑤法令への適合状況

法令への適合状況は以下のとおりです。

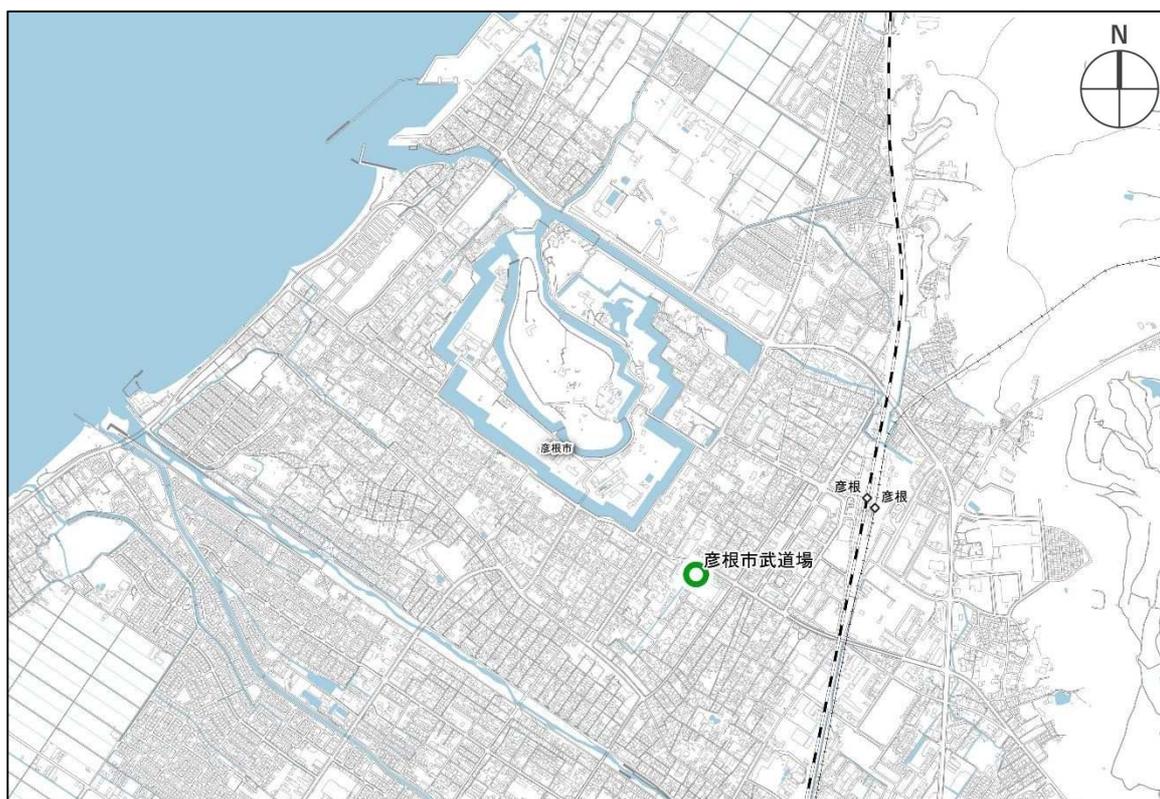
法令	適合状況
建築基準法 特殊建築物等の定期調査報告	定期調査実施 (②-i のとおり)
建築基準法 建築設備の定期調査報告	定期調査実施
建築基準法 昇降機等の定期調査報告	— (昇降機なし)
消防法 消防用設備等点検の結果	対象外
電気事業法 自家用電気工作物の定期点検	対象外

(3) 彦根市武道場

①施設・建築概要

施設名	彦根市武道場
所在地	彦根市京町二丁目1番6号
所有者	土地：彦根市、建物：彦根市
竣工年月	昭和60年1月
敷地面積	594.59 m ²
延床面積	320.19 m ²
構造・階数	鉄骨造 1階建
耐用年数	65年
駐車台数	10台相当のスペースあり
施設内容	フロア 268 m ² (柔道場1面、剣道場1面)

■位置図



②建物劣化状況

i 平成 28 年度定期点検結果

平成 28 年 3 月に実施した定期点検では、一部項目についてD判定が見られました。

点検項目等		判定	状況	
敷地・地盤関係	1. 敷地・地盤	①地盤の状況	A	
		②敷地の状況	A	
	2. 空地・通路等	①空地・通路等の管理状況	A	
		②避難通路等の管理状況	A	
		③舗装等の劣化・損傷状況	A	
	3. 工作物等	①ブロック塀・コンクリート塀等の劣化・損傷状況	—	
		②擁壁・がけ等の劣化・損傷状況	—	
		③屋外機器の劣化・損傷状況	—	
		④植栽の管理状況	—	
	4. その他特記事項		—	
外壁関係	1. 外壁の防火性能	①防火対策の状況	A	
	2. 建物躯体(外部からの点検)	①土台および基礎の状況	A	
		②建物躯体の劣化・損傷状況	B	
	3. 外壁仕上げ材等	①タイル、モルタル、石貼り等の劣化・損傷状況	A	
		②パネル面(塗装含む)の劣化・損傷状況	—	
		③シーリング材等の劣化・損傷状況	A	
	4. 窓・サッシ等	①サッシ等の維持保全状況	D	ホパレーターチェーン破断→補修が必要
		②サッシ等の劣化・損傷状況	A	
		③ガラスの固定状況	A	
	5. 看板、空調室外機等	①緊結等の状況	—	
②劣化・損傷状況		—		
6. その他特記事項		—		
屋上・屋根	1. 防水層	①防水保護層の劣化・損傷状況	—	
		②露出防水層の劣化・損傷状況	—	
	2. 屋上・屋根面	①パラペット等の劣化・損傷状況	—	
		②排水状況	B	
		③屋根ふき材等の劣化・損傷状況	A	
		④屋根ふき材等の防火性能	A	
		⑤出入口の状況	—	
	3. 機器、工作物(クーリングパッド、広告塔、高架・高置水槽、手すり等)	①緊結等の状況	—	
		②劣化・損傷状況	—	
	4. 煙突(外壁付き、屋上突出)	①緊結等の状況	—	
②劣化・損傷状況		—		
5. その他特記事項		—		
建物内部	1. 防火区画等の構成	①防火区画を構成する床、壁、柱、はりの状況	—	
		②吹き抜けなどのたて穴区画の状況	—	
		③面積区画・異種用途区画の状況	—	
		④防火区画の外周部の処置状況	—	
		⑤界壁等の状況	—	
	2. 防火設備(扉等)	①防火扉等の設置状況	—	
		②防火扉等の維持保全状況	—	
	3. 防火設備(シャッター)	①防火シャッターの設置状況	—	
		②防火シャッターの維持保全状況	—	
	4. 防火区画貫通部	①ダクト・配線・配管等の区画貫通部の処置状況	—	
	5. 内装・収納物等	①内装材の状況	B	
		②家具・機器類の状況	A	
	6. 建物躯体等(内部から点検)	①建物躯体の劣化・損傷状況	A	
		②耐火被覆の状況	—	
	7. 居室の採光・換気	①採光の確保状況	A	
		②換気設備の状況	A	
8. 雨漏り、漏水等	①雨漏りの状況	A		

点検項目等		判定	状況	
	②漏水の状況	—		
	9. その他特記事項	—		
避難施設等・非常用出入口等	1. 避難経路等	①避難出口・通路の状況	A	
		②2方向避難の確保状況	—	
		③避難バルコニーの状況	—	
	2. 階段	①階段の状況（共通）	—	
		②屋外階段の状況	—	
		③特別避難階段の状況	—	
	3. 排煙設備	①防煙区画・排煙設備の状況	D	オペレーターチェーン破断
	4. その他の設備等	①非常用出入口等の状況	—	
		②非常用エレベーターの状況	—	
		③非常用照明装置の状況	—	
5. その他特記事項		—		

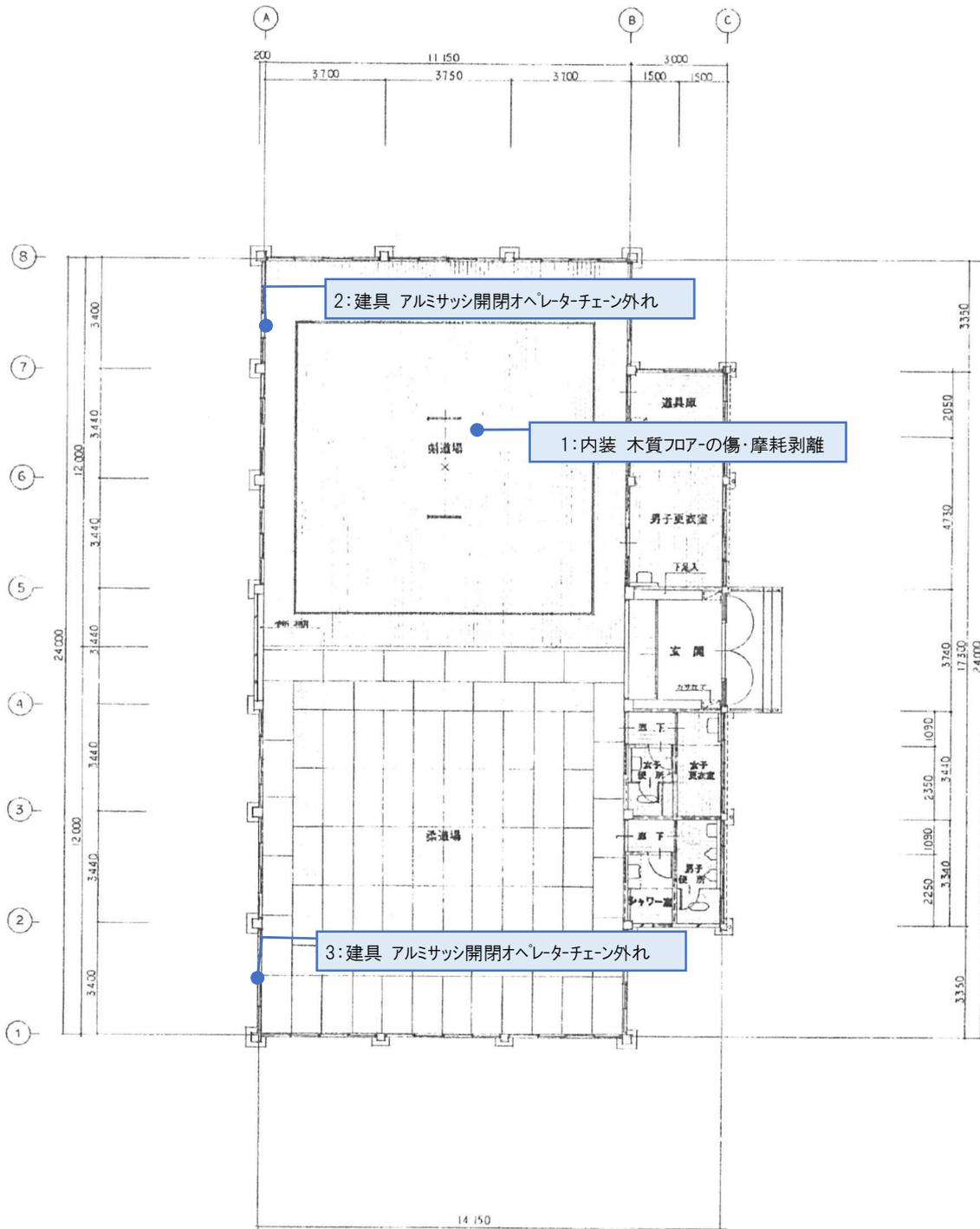
ii 令和2年度現地調査結果

令和2年10月に現地調査を実施し、平成28年度に実施した定期点検における指摘事項の時点観察を行うとともに、現時点での施設管理者指摘・要望事項と新たに確認された劣化・損傷状況等について各所判定を行いました。結果、以下の内容についてD判定が見られました。

No.	劣化状況	部位・室名	補修内容	備考
1	内装 木質フローの傷・摩耗剥離	1階 剣道場床面	部分張替え改修	新たに確認された事項
2	建具 アルミサッシ開閉オペレーターチェーン外れ	1階 剣道場	オペレーターチェーン補修	H28年度調査指摘事項
3	建具 アルミサッシ開閉オペレーターチェーン外れ	1階 柔道場	オペレーターチェーン補修	H28年度調査指摘事項

■劣化状況図

(平面図 No scale)



③バリアフリー対応状況

劣化状況の調査とともに、バリアフリー対応状況についても調査を実施しました。調査にあたっては、「彦根市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（以下、施行細則）」を基準とし、各項目に対してバリアフリー対応が適応されているか確認しました。

■バリアフリー対応状況

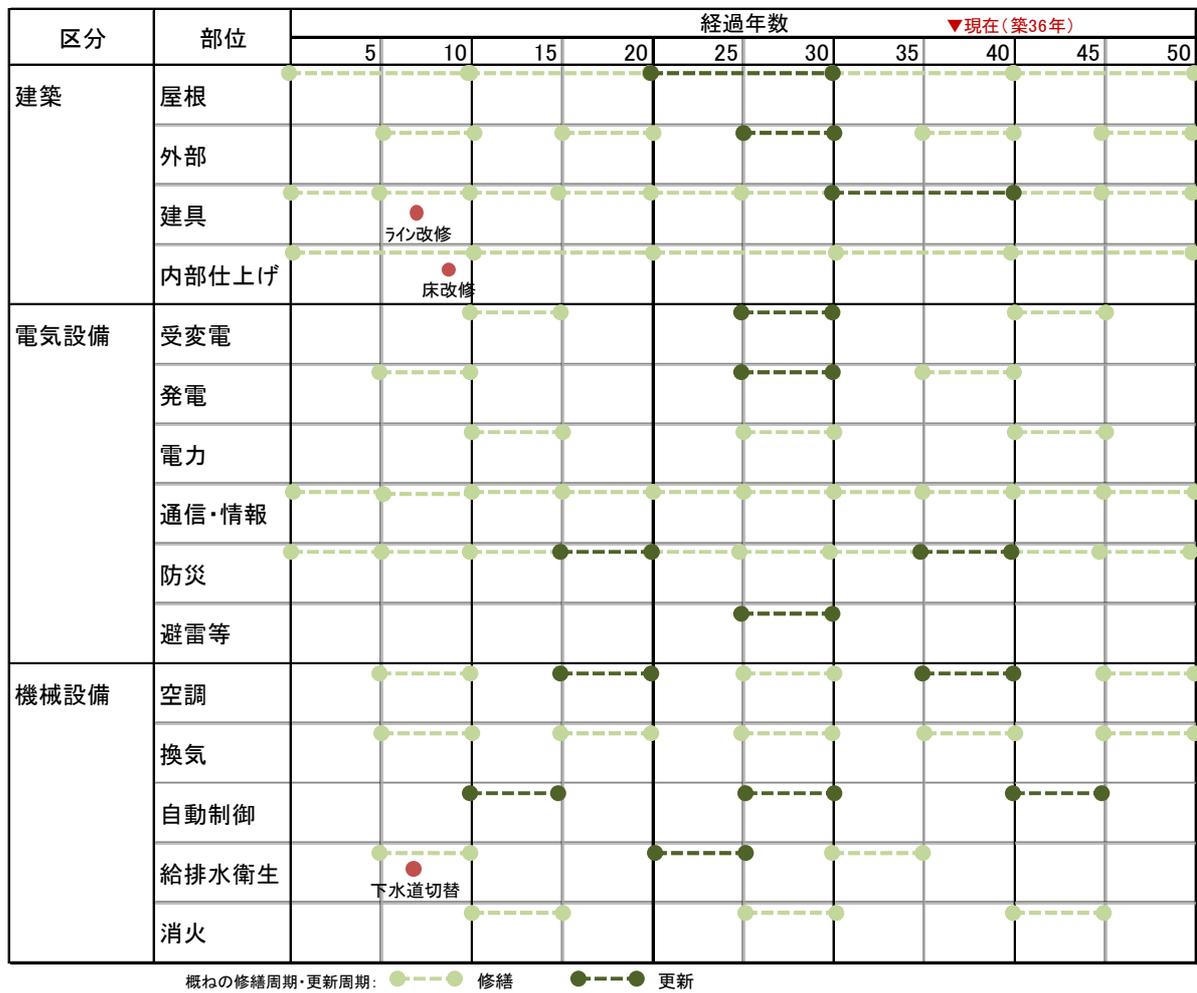
- ・ 施行細則と照らし合わせると、バリアフリーに配慮された施設となっていないため、車椅子利用者等の利用を想定する必要があるれば、バリアフリー改善等の対応が必要となります。
- ・ なお、本施行細則は、特別特定建築物（不特定多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する建築物）で、床面積の合計が2,000平方メートル以上の新築、増築、改築または用途変更をする際に、適合させる基準であり、今回直ちに改善が必要となるわけではないことを加味し、修繕・改修計画への反映においては、必要最低限の改善に留めることとします。

整備項目	概要
駐車場	・ 区画割りされた駐車場がなく、車椅子利用者用の駐車施設もない。
標識・案内設備	・ 標識や案内する設備が設けられてない。
案内設備までの経路	・ 点字ブロックや音声誘導装置が設置されていない。
ポーチ・玄関	・ 出入口は十分な幅が確保されている。 ・ 開閉しやすい両開き戸や車椅子利用者に対応した水平部分が設けられていない。 ・ 玄関までの経路に傾斜路・エレベーターが不足している。
廊下・ホール	・ 移動経路は十分な幅が確保されている。 ・ 滑りにくい素材や点字ブロック等が設置されていない。
男女便所	・ 車椅子利用者のための便房が設置されていない。 ・ 室内に手すりが設置されていない。
男子更衣室	・ 出入口は十分な幅が確保されている。
女子更衣室	・ 出入口は十分な幅が確保されているが、車椅子利用者に対応した水平部分が設けられてない。
倉庫	・ 出入口の幅が十分でない。

④主な改修・修繕履歴

彦根市武道場は、これまでに、建具、内部仕上げ、給排水衛生等について改修・修繕を行っています。

施工年	工事名称	工事内容
昭和60年度	改築工事	新築 S造 1階建て 延べ320.19㎡
平成4年	ライン改修その他工事	ライン改修 既設剣道用ライン撤去改修 床改修 既設床研磨ウレタン樹脂塗 ㎡134㎡
平成4年	下水道切替工事	排水通気設備 し尿浄化槽設備
平成6年	床改修工事	床改修工事 120㎡



⑤法令への適合状況

法令	適合状況
建築基準法 特殊建築物等の定期調査報告	定期調査実施 (②-i のとおり)
建築基準法 建築設備の定期調査報告	定期調査実施
建築基準法 昇降機等の定期調査報告	— (昇降機なし)
消防法 消防用設備等点検の結果	対象外
電気事業法 自家用電気工作物の定期点検	対象外

3. 管理運営状況の整理

(1) 彦根市稲枝地区体育館

①管理運営の概要

彦根市稲枝地区体育館は、市が直営で管理・運営を行っていますが、受付および日常的な点検業務は稲枝地区公民館運営委員会に委託し、公民館職員が対応しています。公民館職員は、館長を含む3名が常駐しています。

利用可能時間は、午前8時30分から午後9時30分までとなっており、年末年始（12月28日から1月4日まで）以外は開館しています。

運営方法	受付および日常的な点検業務のみ外部委託 無人施設
管理委託先	なし ※受付および日常的な点検業務のみ稲枝地区公民館運営委員会
利用可能時間	午前8時30分から午後9時30分まで
休館日	12月28日から翌年1月4日まで

②実施サービス、料金等

独自に実施しているサービスは特にありません。

利用料は、下表のとおりで、時間によって異なります。市長が特に必要と認めるときは、使用料を減免できることとなっています。

利用する場合、所定の使用許可申請書に必要事項を記入のうえ、使用日の90日前から前日までの間に、稲枝地区公民館（日曜日・月曜日・祝日は休館）まで直接申し込みを行います。なお、電話での予約は受け付けていません。

午前8時30分から午後0時30分まで	1,460円
午後0時30分から午後5時00分まで	1,670円
午後5時00分から午後9時30分まで	1,670円
時間利用（1時間あたり）	520円

③利用状況

年間稼働状況は、318日（令和元年度）となっており、年間を通して利用が見られます。主に、午前中はシニア向けの団体、午後は部活動、夜間は一般利用が多くなっています。利用者の多くは、稲枝地区の住民が占めています。

	回数（回）	人数（人）
平成27年度	431	6,820
平成28年度	490	7,372
平成29年度	537	8,315
平成30年度	582	12,951
令和元年度	567	8,578

④利用者意向

受付および日常的管理を受託する稲枝地区公民館を通じて利用者の意向等を把握したところ、修繕に関する要望が多く、特に玄関照明の改善に対する要望が多く挙がっています。

⑤事業収支状況

収入は施設利用料により年間 50～65 万円程度となっており、支出は光熱水費や警備委託料等により年間 120～150 万円程度となっています。

(収入の部)

(円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
使用料	544,790	625,110	614,239	642,077	505,083

(支出の部)

(円)

科目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
光熱水費	724,252	626,277	718,554	680,278	622,243
警備委託料	387,636	387,636	387,636	387,636	387,636
消防設備保守点検 業務委託料	14,040	14,040	12,960	12,744	12,844
清掃委託料	123,432	123,432	126,720	11,220	118,800
受付業務委託料		139,843	140,185	12,330	55,000
使用料および賃借 料 (AED)	37,584	37,584	37,584	51,208	53,774
修繕料	249,858	192,024	383,400	265,248	0
	1,536,802	1,520,836	1,807,039	1,420,664	1,250,297

⑥付帯機能

彦根市稲枝地区体育館には、彦根市による避難所等の防災機能の位置づけはありません。また、近隣に位置する稲枝中学校、稲枝地区公民館、JA東びわこ稲枝支店が既に指定避難所に位置付けられており、彦根市稲枝地区体育館に新たに防災機能を付帯することも想定されていません。

(2) 彦根市弓道場

①管理運営の概要

彦根市弓道場は、彦根市弓道連盟が管理・運営を行っています。

利用可能時間は、午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分までとなっており、無休で運営されています。

運営方法	彦根市弓道連盟で運営 無人施設
管理委託先	彦根市弓道連盟
利用可能時間	午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
休館日	無休

②実施サービス、料金等

管理委託先である彦根市弓道連盟では、年 2 回程度弓道の体験教室を開催しており、小学校低学年から一般まで幅広い世代が参加しています。そのほか、弓道教室（10 回コース）、体育の日のイベントや眺遠の大会等を開催しています。

利用料は無料となっています。

利用する場合は彦根市に直接申し込みを行います。

③利用状況

近年では、年間 600～700 回程度利用されています。また、通常時の弓道場利用の割り当ては下表のとおりで、利用者のほとんどは彦根市弓道連盟の会員となっています。利用者（連盟会員）の 70～80%は、社会人・シニアが占めています。

(利用状況)

	回数（回）	人数（人）
平成 27 年度	360	7,545
平成 28 年度	363	8,865
平成 29 年度	734	10,018
平成 30 年度	594	9,147
令和元年度	624	10,267

※平成 28 年度までは 1 日 1 カウントとし、平成 29 年度からは一般、高校、大学等利用者ごとに 1 カウントとした。

(通常時の弓道場利用計画)

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
8:30~12:00	一般	一般	一般	一般	一般	県立大 練成会1回/月	自由練習
13:00~15:30	一般	一般	一般	一般 県立大自主練	一般	少年部 (~15時)	自由練習
15:30~18:00 (19:00)	県立大 (~19時)	近江高校	県立大 (~19時)	県立大 近江高校 (~19時)	県立大 (~19時)	一般	自由練習
18:00(19:00) ~21:30	一般	一般	一般	一般	一般 (和服)	一般	自由練習

※春期、夏期、冬期休暇中の弓道場利用に関しては別途計画

④利用者意向

管理者を通じて利用者の意向等を把握したところ、弓道場が彦根市スポーツ・文化交流センターに新設されることが決まっていることから、当該施設に対する意見よりも、新施設に対する要望が挙がっていました。

⑤事業収支状況

収入はありません。支出は光熱水費や警備委託料等により年間 80~90 万円程度となっています。

(収入の部)

なし

(支出の部)

(円)

科目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
光熱水費	449,659	399,649	359,950	391,002	445,649
警備委託料	354,432	354,432	354,432	354,432	354,432
消防設備保守点検 業務委託料	7,020	7,020	7,020	7,020	7,090
武道場管理運営事 業委託料	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
使用料および賃借 料(AED)	37,584	37,584	37,584	51,208	53,774
修繕料	19,440	0	0	0	56,980
	928,135	858,685	818,986	863,662	977,925

⑥付帯機能

防災機能等の付帯機能は特にありません。

(3) 彦根市武道場

①管理運営の概要

彦根市武道場は、彦根市武道場管理運営委員会が管理・運営を行っています。

利用可能時間は、午前8時30分から午後9時30分までとなっており、無休で運営されています。

運営方法	彦根市武道場管理運営委員会で運営 無人施設
管理委託先	彦根市武道場管理運営委員会
使用可能時間	午前8時30分から午後9時30分まで
休館日	無休

②実施サービス、料金等

彦根市武道場管理運営委員会が独自に実施しているサービスは特にありませんが、武道場を利用する各団体が独自に体験教室等を開催しています。

利用料は無料となっています。

利用する場合は、所定の利用許可申請書に必要事項を記入のうえ、彦根市スポーツ部スポーツ課まで直接申し込みを行います。電話での予約は受け付けていません。

③利用状況

近年では、年間600回程度利用されています。

利用者層は利用団体により異なりますが、概ね若者から高齢者まで幅広い世代が利用しており、平日昼間はシニア、夜間は小学生～社会人まで利用しています。利用者の7～8割は市民が利用していますが、滋賀大学等の学生も一定程度利用しています。

主に各利用団体の練習・小規模な大会で利用しています。

	回数(回)	人数(人)
平成27年度	625	11,365
平成28年度	641	12,494
平成29年度	590	10,746
平成30年度	578	12,661
令和元年度	548	10,001

④利用者意向

管理者を通じて利用者の意向等を把握したところ、以下の意向を確認しました。

- ・ 無料で利用できる環境は継続してもらいたい。
- ・ トイレが和式である等施設全体がバリアフリー対応になっていない。
- ・ 各部屋が狭く機能していない、空調・冷暖房が完備されていないため、改善してもらいたい。
- ・ 電灯は水銀灯を使用しているが、費用がかかるため対応が必要と考えている。

⑤利用団体

彦根市武道場の利用団体は以下の11団体が登録されています。

団体名			
1	彦根市空手道連盟	7	スマレダンス教室
2	彦根市合気道連盟	8	生命の貯蓄体操普及会
3	滋賀県柔道連盟彦根支部	9	月明会
4	彦根銃剣道連盟	10	内田塾
5	彦根市武術太極拳連盟	11	彦根市弓道連盟
6	いきいき体操		

⑥事業収支状況

収入はありません。支出は光熱水費や警備委託料等により年間80~100万円程度となっています。

(収入の部)

なし

(支出の部)

(円)

科目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
光熱水費	449,659	399,649	359,950	391,002	445,649
警備委託料	354,432	354,432	354,432	354,432	354,432
消防設備保守点検 業務委託料	7,020	7,020	7,020	7,020	7,090
武道場管理運営事 業委託料	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
使用料および賃借 料(AED)	37,584	37,584	37,584	51,208	53,774
修繕料	19,440	0	0	0	56,980
	928,135	858,685	818,986	863,662	977,925

⑦付帯機能

防災機能等の付帯機能は特にありません。

4. 対象施設の現況のまとめ

(1) 彦根市稲枝地区体育館

建物情報						
住 所	彦根市金田町 609 番地 2	敷 地 面 積	613.00 m ²			
設 置 目 的	地域住民の心身の健全な発達と体育、スポーツおよび文化活動の普及振興を図るため					
建 物 概 要	建 物 面 積	設 置 年	構 造	耐 用 年 数	階 数	耐 震
	770.58 m ²	昭和 58 年	RC 造(一部 S 造)	37/65	1	
施 設 内 容	競技場 648 m ² (バレーボールコート 2 面、バスケットボールコート 1 面、バドミントンコート 3 面)、更衣室、トイレ等					
主な改修履歴	屋根補修、自動火災報知機改修、屋根改修、競技ライン改修、カーテン取付、内装改修、下水設備切り替え、屋根塗装、外壁、防水改修					
運 営 時 間	午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで					
駐 車 場	4 台相当のスペースあり(ほかに稲枝支所・公民館等駐車場あり)					
交通アクセス	JR 琵琶湖線稲枝駅 徒歩約 30 分 彦根市コミュニティバス稲枝支所停 徒歩約 1 分					

建物外観等



管理運営に関する情報						
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	平均
年間利用可能日数(日)	358	357	357	357	357	357
年間利用人数(人)	6,820	7,372	8,315	12,951	8,578	8,807
年間利用回数(回)	431	490	537	582	567	521
1日当利用人数(人)	19	21	23	36	24	25
年間収入(円)	—	625,110	614,239	642,077	505,083	596,627
1日当たり収入(円)	—	1,751	1,720	1,799	1,415	1,671
定 休 等	12月28日から翌年1月4日まで					
主な利用者層、施設 利 用 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・午前中はシニア向けの団体、午後は部活動、夜間は一般利用が多くなっている。 ・利用者の多くは、稲枝地区の住民が占めている。 ・各団体の活動や、学校の部活動の場として利用されており、頻度は多くないがイベントや大会等の利用もされている。 					
管 理 運 営 手 法 運 営 者 (受 託 者)	稲枝地区公民館運営委員会(受付および日常的な点 検業務のみ)			管理者が独自 に実施する事業	—	
利 用 可 能 時 間 帯	午前8時30分から午後9時30分まで					
コスト情報						
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	平均
収入 (円)						
使 用 料	544,790	625,110	614,239	642,077	505,083	596,627
支出 (円)						
光 熱 水 費	724,252	626,277	718,554	680,278	622,243	674,321
警 備 委 託 料	387,636	387,636	387,636	387,636	387,636	387,636
消 防 設 備 保 守 点 検 業 務 委 託 料	14,040	14,040	12,960	12,744	12,844	13,326
清 掃 委 託 料	123,432	123,432	126,720	11,220	118,800	100,721
受 付 業 務 委 託 料		139,843	140,185	12,330	55,000	86,840
使 用 料 お よ び 賃 借 料 (A E D)	37,584	37,584	37,584	51,208	53,774	43,547
修 繕 料	249,858	192,024	383,400	265,248	0	218,106
小 計	1,536,802	1,520,836	1,807,039	1,420,664	1,250,297	1,507,128

(2) 彦根市弓道場

建物情報						
住 所	彦根市尾末町 8 番 1 号		敷 地 面 積	2,300.00 m ²		
設 置 目 的	弓道を通じて、市民のスポーツの普及振興を図るため					
建 物 面 積	建 物 面 積	設 置 年	構 造	耐 用 年 数	階 数	耐 震
	141.00 m ²	昭和 58 年	鉄骨造	38/65	1	
施 設 内 容	射場 105 m ² 的場 42 m ²					
主な改修履歴	夜間照明設備、矢取道上家新設、弓矢防護フェンス設置、更衣室増築、矢止板改修、シャッター改修					
運 営 時 間	午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで					
駐 車 場	なし(図書館前駐車場もしくは金亀公園駐車場を利用)					
交通アクセス	JR 琵琶湖線彦根駅 徒歩約 15 分 湖国バス市民会館前停 徒歩約 8 分					

建物外観等

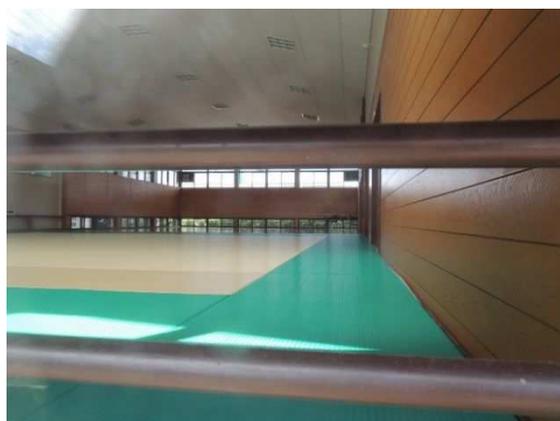


管理運営に関する情報						
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	平均
年間利用可能日数(日)	366	365	365	365	365	365
年間利用人数(人)	7,545	8,865	10,018	9,147	10,267	9,168
年間利用回数(回)	360	363	734	594	624	535
1日当利用人数(人)	21	24	27	25	28	25
年間収入(円)	-	-	-	-	-	-
1日当たり収入(円)	-	-	-	-	-	-
定 休 等	無休					
主な利用者層、施設 利 用 内 容	<p>・利用者のほとんどが彦根市弓道連盟の会員で、利用者(連盟会員)の70~80%は社会人・シニアが占めているが、少年部・高校生・大学生の利用もある。</p> <p>・主に連盟会員の練習場として利用されているが、弓道教室等のイベントにも利用されている。</p>					
管 理 運 営 手 法 運 営 者 (受 託 者)	彦根市弓道連盟で運営			管理者が独自 に実施する事業	-	
利 用 可 能 時 間 帯	午前8時30分から午後9時30分まで					
コスト情報						
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	平均
収入 (円)						
使 用 料	-	-	-	-	-	-
支出 (円)						
光 熱 水 費	394,036	366,641	404,812	431,691	414,015	402,239
警 備 委 託 料	358,272	358,272	358,272	358,272	358,272	358,272
弓道場管理運営 委 託 料	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
使用料および賃 借 料 (A E D)	37,584	37,584	37,584	51,208	53,774	43,547
修 繕 料	68,904	39,420	0	27,000	0	27,065
小 計	908,796	851,917	850,668	918,171	876,061	881,123

(3) 彦根市武道場

建物情報						
住 所	彦根市京町二丁目1番6号		敷地面積	594.59 m ²		
設置目的	武道を通じて、市民のスポーツの普及振興を図るため					
建物面積	建物面積	設置年	構造	耐用年数	階数	耐震
	320.19 m ²	昭和60年	鉄骨造	36/65	1	
構成諸室	フロア 268 m ² (柔道場1面、剣道場1面)					
主な改修履歴	ライン改修、床改修、下水道切替					
運営時間	午前8時30分から午後9時30分まで					
駐車場	10台相当のスペースあり					
交通アクセス	JR 琵琶湖線彦根駅 徒歩約10分 湖国バス彦根郵便局停 徒歩約3分					

建物外観等

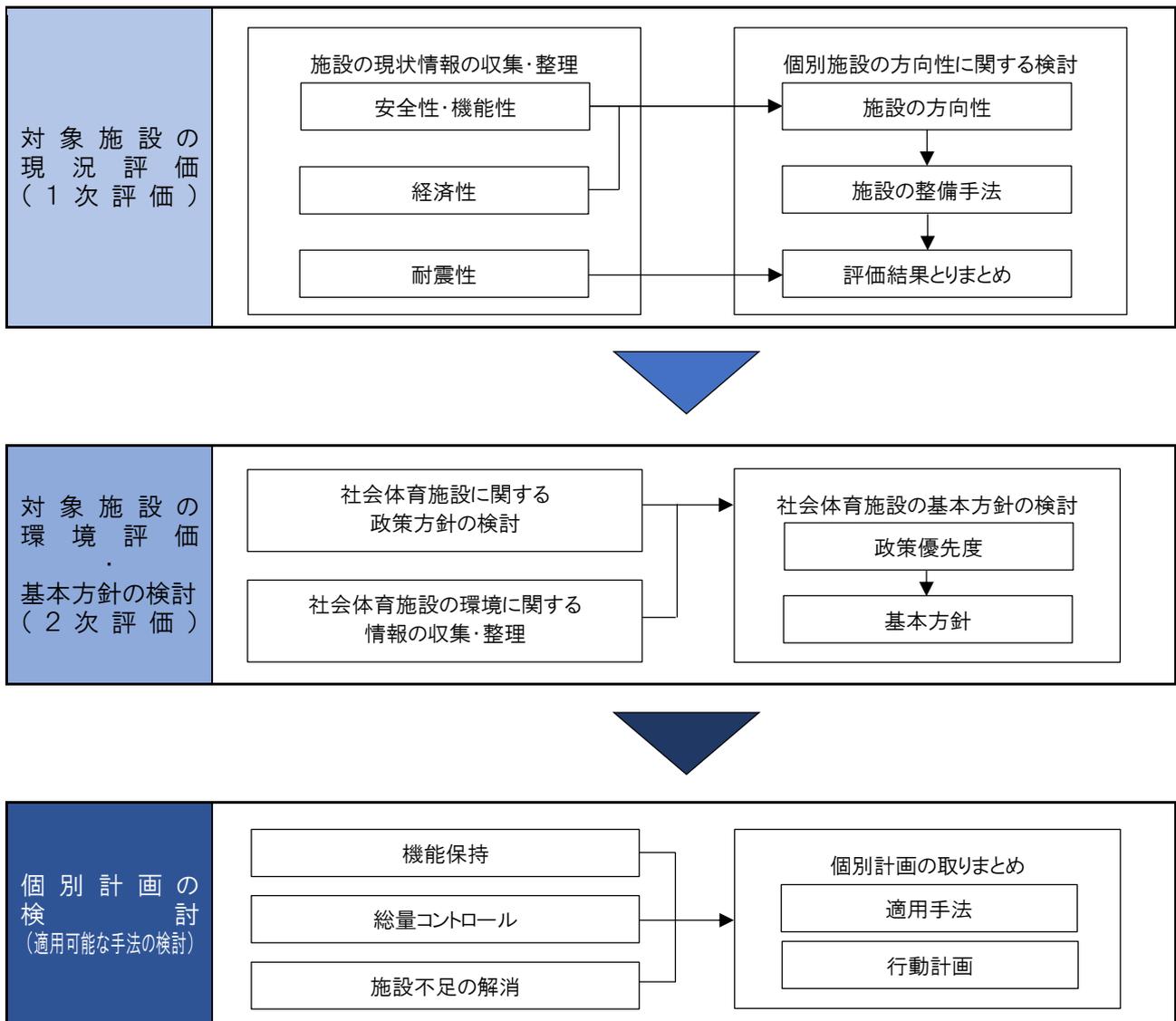


管理運営に関する情報						
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	平均
年間利用可能日数(日)	366	365	365	365	365	365
年間利用人数(人)	11,365	12,494	10,746	12,661	10,001	11,453
年間利用回数(回)	625	641	590	578	548	596
1日当利用人数(人)	31	34	29	35	27	31
年間収入(円)	-	-	-	-	-	-
1日当たり収入(円)	-	-	-	-	-	-
定 休 等	無休					
主な利用者層、施設 利 用 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者層は利用団体により異なるが、概ね若者から高齢者まで幅広い世代が利用しており、平日昼間はシニア、夜間は小学生～社会人まで利用している。 ・利用者の7～8割は市民が利用しているが、滋賀大学等の学生も一定程度利用している。 ・主に各利用団体の練習・小規模な大会で利用している。 					
管 理 運 営 手 法 運 営 者 (受 託 者)	彦根市武道場管理運営委員会			管理者が独自 に実施する事業	-	
利 用 可 能 時 間 帯	午前8時30分から午後9時30分まで					
コスト情報						
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	平均
収入 (円)						
使 用 料	-	-	-	-	-	-
支出 (円)						
光 熱 水 費	449,659	399,649	359,950	391,002	445,649	409,182
警 備 委 託 料	354,432	354,432	354,432	354,432	354,432	354,432
消 防 設 備 保 守 点 検 業 務 委 託 料	7,020	7,020	7,020	7,020	7,090	7,034
武 道 場 管 理 運 営 事 業 委 託 料	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
使 用 料 お よ び 賃 借 料 (A E D)	37,584	37,584	37,584	51,208	53,774	43,547
修 繕 料	19,440	0	0	0	56,980	15,284
小 計	928,135	858,685	818,986	863,662	977,925	889,479

第3章 対象施設の評価

1. 対象施設の評価の手順

対象施設について、安心・安全・快適な利用に必要となる施設の性能を把握するため、基礎情報を収集・整理し、その情報に基づき個別施設の方向性および整備手法を検討し、その評価結果をとりまとめます。とりまとめにあたっては、下記の手順により評価を行います。



2. 対象施設の現況評価

(1) 施設の現状情報の収集・整理

施設の現状を明らかにするために、「安全性・機能性」「耐震性」「経済性」の分析に資する基礎情報を収集・整理します。

①安全性・機能性に関する基礎情報

「安全性・機能性」の分析のための基礎情報を収集し、それぞれの項目について劣化状況（健全度状況）や対策の実施状況等について整理します。

■安全性・機能性に関する基礎情報の収集項目

項目		細目
安全性	経過年数	・竣工年からの経過年数
	躯体の安全性	・躯体の劣化状況（剝離、ひび割れ等の損傷）
	外被性能	・屋根および外壁等からの漏水の有無 ・屋根の劣化状況（勾配屋根材、防水材の劣化） ・外壁材の劣化状況（剝離、落下の危険性の有無）
機能性	空間性能（建築）	・室空間に関する問題（広さ、高さ等） ・内装の劣化状況（天井、壁、床、建具等）
	室内環境性能（電気・機械）	・室内環境（空調、衛生、音、光）の状況 ・附帯設備（トイレ、シャワー更衣室等）の整備状況 ・設備機器、配管等の劣化状況 ・運用に関する問題（設備の管理、運転等）
	その他	・バリアフリー対応の状況 ・災害対策の状況（避難スペース、備蓄、防災設備、トイレ、シャワー、更衣室等）
法令への適合状況		・建築基準法：特殊建築物等の定期調査報告 建築設備の定期調査報告 昇降機等の定期調査報告 ・消防法：消防用設備等点検の結果 ・電気事業法：自家用電気工作物の定期点検
スポーツ施設の安全対策	施設の安全対策	・屋内スポーツフロアの状況（すべり転倒、床板割れ、床金物の緩み等） ・特定天井対策の状況 ・AED等の設置状況

②経済性に関する基礎情報

「経済性」の分析のための基礎情報として、コスト（更新・修繕費、運営維持管理費、光熱水費・通信費）および使用料等の収入に関する情報について整理します。

■経済性に関する基礎情報の収集項目

項目	細目
更新修繕費	今後の改修・建替えに係るコスト
運営維持管理費	各種委託料（清掃、設備管理、警備、法定点検等）、指定管理料
光熱水費・通信費	電気、ガス、水道、下水道、通信
収入	スポーツ施設の利用料金、諸室等の利活用による収入等
収支	光熱水費、警備委託料、管理運営委託料等

③耐震性に関する基礎情報

対象となる施設について、「耐震性」に関する情報について整理します。

■耐震性に関する基礎情報の収集項目

項目	細目
適合する耐震基準	・1981年以前の耐震基準（旧耐震基準）
耐震診断	・旧耐震基準による建築物である場合、診断の実施の有無 ・診断結果から耐震改修の必要性の有無
耐震改修	・耐震改修の実施の有無

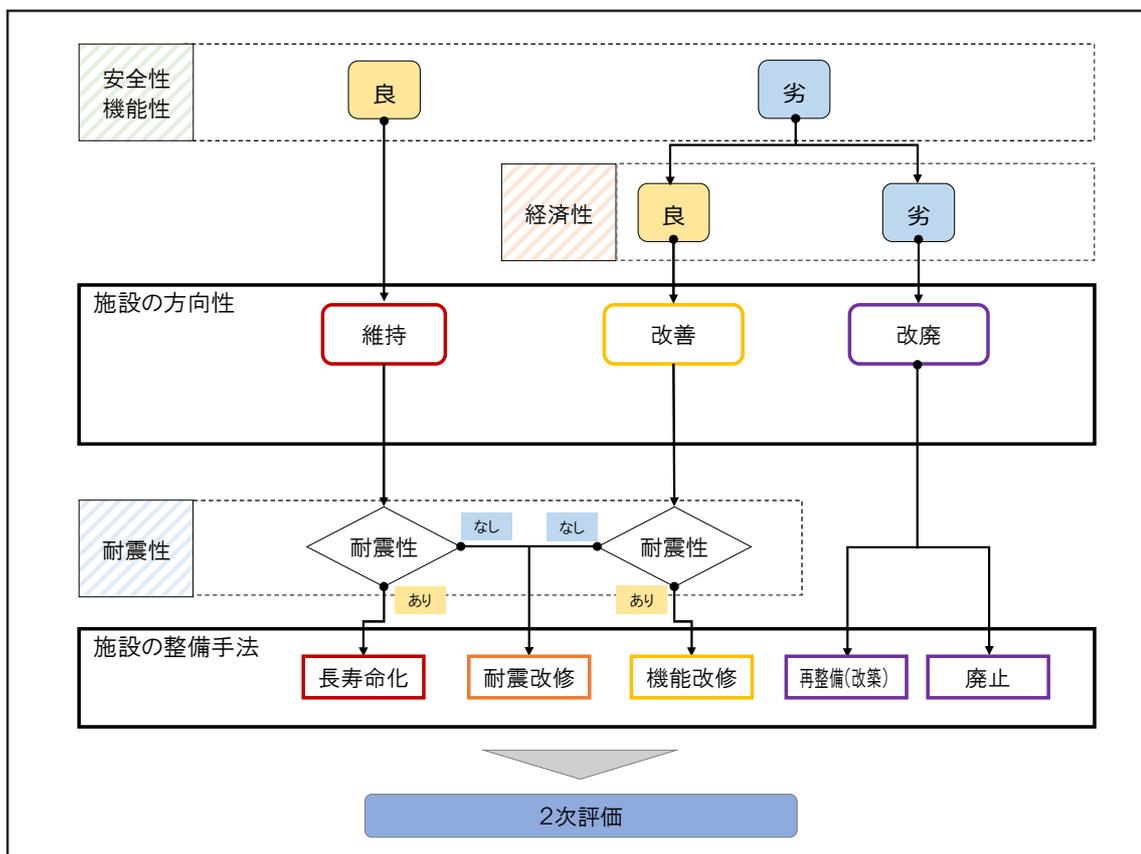
(2) 施設の現状情報に基づく個別施設の方向性に関する検討

収集した情報をもとに施設の現状を評価し、その評価結果をもとに個々の施設の方向性および整備手法を検討します。

個別施設の方向性の検討【1次評価】は、スポーツ施設の安心・安全な利用のために必要となる最小限の基礎情報に基づき、施設の方向性等を簡易的に検討するものです。この【1次評価】を行ったあと、後に示す「スポーツ施設の基本方針に関する検討【2次評価】」を行い、個別計画を立案します。

施設の方向性が「改廃」対象となった施設の「再整備」もしくは「廃止」の検討は、スポーツ施設の基本方針に関する検討【2次評価】において行うことが望ましいといえます。ただし、個別施設の方向性に関する検討【1次評価】において、明らかに劣化が進行し評価が芳しくない施設に関しては「廃止」とします。

■個別施設の方向性の検討（1次評価のフローチャート）



①施設の方向性の検討

各対象施設について、施設の方向性（「維持」「改善」「改廃」）を検討します。

「安全性・機能性」の評価

- 安全性・機能性について、下表の考え方にに基づき「良」「劣」の評価を行います。

■安全性・機能性の評価の考え方

評価基準	評価
<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に劣化・不具合等の事象が確認されない。 ・部分的な劣化・不具合等の事象が確認されるが、緊急性が低い（日常的な保守管理および経過観察により対応）。 ・法定点検での是正報告がない、又は是正事項が既に改善されている（改善予定も含む）。 ・スポーツ施設の安全対策がなされている。 	→良
<ul style="list-style-type: none"> ・全体的な劣化・不具合等、もしくは著しい劣化・不具合等の事象が確認され、全面的な補修もしくは改修が必要である。 ・劣化・不具合等の事象により、重大な事故、施設の利用制限、又は緊急に補修もしくは改修が必要である。 ・法定点検での是正報告があり、是正が長期間放置されている、もしくは重大な事故、施設の利用制限が想定される。 ・重大な事故の恐れがある安全に関する対策が実施されていない。 	→劣

「経済性」の評価

- 安全性・機能性の評価において「劣」と評価された施設について、「経済性」に関する評価を行います。

■経済性の評価の考え方

評価基準	評価
<ul style="list-style-type: none"> ・改善コスト、維持管理コストの発生が標準よりも少ない。 ・収入が多く、今後も施設利用が見込める。 ・維持管理コストが多く、収入も少ない施設であるが、維持管理・収入の運用面での見直しの可能性がある。 	→良
<ul style="list-style-type: none"> ・改善コストおよび維持管理コストが多く、収入も標準よりも少ない施設で、維持管理・収入の運用面での見直しの可能性がない。 ・相対的、もしくは目標値に対して、著しく状況が悪い。 	→劣

②施設の整備手法の検討

施設の方向性が「維持」または「改善」となった施設は、「耐震性」の評価を行い、施設の整備手法について検討を行います。

■耐震性の評価基準

方向性	整備手法	内容
維持	長寿命化	計画的に改修等の保全を行い、現在の施設をより長く使用する。
改善	耐震改修	地震に対する安全性向上を目的に改修する。
	機能改修	経年劣化への対応を目的に改修する。
改廃	再整備（改築）	現状の施設を解体し、現地もしくは別の敷地に新たに施設を整備する。
	廃止	施設を解体・撤去する。

③評価結果のとりまとめ

対象施設について、施設の方向性および整備手法の評価を以下のとおり整理しました。

施設名		彦根市稲枝地区体育館	彦根市弓道場	彦根市武道場	
安全性・機能性	経過年数	・耐用年数の過半を経過	・耐用年数の過半を経過	・耐用年数の過半を経過	
	安全性	躯体の安全性	・内部壁面のひび割れ等がみられるが、ただちに安全性に影響を与えるものではない	・鉄骨材の錆がみられるが、ただちに安全性に影響をあたえるものではない	・鉄骨材の錆や外壁 ALC 板の割れがみられるが、ただちに安全性に影響をあたえるものではない
		外被性能	・天井面からの漏水がみられる他、軒樋の脱落・破損がみられる	・出入口底の破風成型板の割れがあり、落下の恐れがある ・女子更衣室天井から雨漏りがある	・木製破風板の割れ・剥離がみられる ・堅樋ジョイント部外れや呼樋破損による漏水がみられる
	機能性	空間性能(建築)	・ロッカールーム床面シートの浮き・波打ちがみられる ・排煙窓の開閉不良、器具庫や出入口鉄扉枠廻りの成型モルタルの割れ・剥離等がみられる	・射場シャッターの一部に破損がみられる	・アルミサッシ開閉オペレーターチェーン外れがみられる
		空間環境性(電気・機械)	・空調設備が設置されていない ・一部の電気コンセントの破損がみられる	・換気扇作動時に異音がある他、換気扇枠の外れがみられる	・空調設備が設置されていない ・室内照明の電気ルート断線がみられる
		その他	・アプローチ階段への手すりの設置や玄関の段差解消等で基準を満たしていない	・玄関扉の開閉方式や段差解消等で基準を満たしていない	・エントランス部の段差解消等で基準を満たしていない
	法令適合性	・特殊建築物等の定期調査で補修・改善を要する項目については補修等の対応が行われている ・建築設備等の定期調査等では改善点の指摘はみられない	・特殊建築物等の定期調査で補修・改善を要する項目については補修等の対応が行われている ・建築設備等の定期調査等では改善点の指摘はみられない	・特殊建築物等の定期調査で補修・改善を要する項目については補修等の対応が行われている ・建築設備等の定期調査等では改善点の指摘はみられない	
	施設の安全対策	・アリーナ床面の傷、摩耗剥離がみられる ・AED有	・AED有	・AED有	
	評価	劣	劣	劣	
	経済性	更新修繕費	・一定の改修・修繕が行われてきている ・定期点検や現地調査により早期の補修・改善を要する項目への対応を行うとともに、引き続き計画的な改修・修繕を行っていくことが求められる	・一定の改修・修繕が行われてきている ・定期点検や現地調査により早期の補修・改善を要する項目への対応を行うとともに、引き続き計画的な改修・修繕を行っていくことが求められる	・一定の改修・修繕が行われてきている ・定期点検や現地調査により早期の補修・改善を要する項目への対応を行うとともに、引き続き計画的な改修・修繕を行っていくことが求められる
運営維持管理費		・受付業務の他、警備、清掃、設備保守点検を委託している	・管理運営、警備等を委託している	・管理運営、警備、設備保守点検等を委託している	
光熱水費・通信費		・光熱水費が年間 60～70 万円程度となっている	・光熱水費が年間 30～40 万円程度となっている	・光熱水費が年間 30～40 万円程度となっている	
収入		・利用料収入が年間 50～60 万円程度となっている	・利用料は無料となっており収入はない	・利用料は無料となっており収入はない	
支出		・年間 70～120 万円程度のコストで運営している	・年間 80～90 万円程度のコストで運営している	・年間 80～90 万円程度のコストで運営している	
評価		良	良	良	
施設の方向性		改善	改善	改善	
耐震性	適合する耐震基準	新耐震基準による建築	新耐震基準による建築	新耐震基準による建築	
	耐震診断	—	—	—	
	耐震改修	—	—	—	
	評価	耐震性あり	耐震性あり	耐震性あり	
整備手法		機能改修	機能改修	機能改修	

3. 対象施設の環境評価

対象施設について、彦根市のスポーツ施設全体の方針に基づき、施設の現況評価に加え、スポーツ施設の提供・利用の視点から評価を行い、個別施設の基本方針を定めます。

(1) スポーツ施設に関する政策方針の検討

本計画は、彦根市総合計画を上位計画とする「彦根市公共施設等総合管理計画」やスポーツ関連の総合的な計画である「彦根市スポーツ推進計画」に基づく計画となるため、スポーツ施設全体の総合的な考え方や方針については、これらの計画によるものとします。また、検討にあたっては、彦根市のスポーツ関連施策も反映します。

■彦根市公共施設等総合管理計画（平成 28（2016 年）3 月）抜粋

～公共施設等の管理に関する基本的な考え方(抜粋)～

- 本計画では、今後も安全・安心な施設サービスを提供していくため、既存公共施設の整理や有効活用を検討するとともに、財源の確保や効率的・効果的な施設運営等によって財政的負担を軽減していくものし、「安全・安心な公共施設マネジメントの確立」を基本理念とする。
- 基本理念の実現に向けて、公共建築物の総量見直しにかかる数値目標は、現有施設について、今後10年間で延床面積を1.4%削減とする。
- 公共建築物については①予防保全による長寿命化の推進、②総量の適正化、③耐震化の推進による安全性の向上、④公共施設の効率的かつ効果的な運営により、総合的な計画的な管理を行う。
- スポーツ・レクリエーション施設については、次の基本的な方針により管理を行う。
 - ・利用者の安全を確保するため、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。
 - ・老朽化が著しく、大規模改修に多額のコストがかかるものや、建替えが必要な場合は、利用状況等を分析し、幅広く需要があると判断されるものについてのみ、可能な限り他施設との複合化による整備を行います。
 - ・利用状況と維持管理コストのバランスを意識し、必要に応じて指定管理者制度の導入や、先進自治体の成功事例等に倣うなど、効率的かつ効果的な運営を心がけます。

■彦根市スポーツ推進計画（平成 29（2017 年）3 月）抜粋

～基本方針・施策～

- 将来像「つながる 広がる スポーツで彦根はもっと元気になる」の実現に向け、5つの基本方針を定め、方針に沿った施策目標や指標を設定し、スポーツの推進を図る。
- 基本の方針のひとつに「身近なスポーツ環境の充実」を掲げており、以下の施策目標等を設定している。
 - ①運動・スポーツ施設の整備および維持管理
 - ・市内の運動・スポーツ関連施設を確保するため、「彦根市公共施設等総合管理計画」の基本的な方針等に則り、個別施設計画を策定するとともに、利用者の安全を確保しつつ、計画的な整備および適切な維持・管理に努めます。
 - ・各運動・スポーツ施設の利用状況や維持管理コストのバランスを意識し、必要に応じて指定管理者制度の導入や、先進自治体の成功事例等に倣うなど、効率的かつ効果的な運営に努めます。
 - ②新市民体育センターの整備
 - ・(仮称)彦根総合運動公園が滋賀県により整備されることにより、現在の市民体育センターの移転が必要であることから、新たな施設の整備を進めます。
 - ③運動・スポーツ施設のユニバーサルデザイン化
 - ・誰もが気軽に運動・スポーツに親しめるよう、運動・スポーツ施設のユニバーサルデザイン化を進めます。

■彦根市新市民体育センター整備基本計画（平成28（2016）年3月）抜粋

～背景と目的～

- 2024年に開催される第79回国民体育大会が、滋賀県立彦根総合運動場を主会場として開催されることとなり、滋賀県により「(仮称)彦根総合運動公園整備基本計画」が策定された。
- この計画により、整備計画区域内に位置する市民体育センターは移設することとなり、市では、新市民体育センター整備基本計画および金亀公園再整備基本計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設け、新市民体育センターの整備に係る検討を進めてきた。

～計画策定の経緯～

- 計画検討においては、検討委員会にて新市民体育センターの建設候補地や規模、機能などを専門的な見地から検討するとともに、できる限り市民の意見を収集するため、検討過程において市民等アンケート調査やパブリックコメントを実施し、多様な市民ニーズを踏まえながら基本計画の策定を進めた。
- 市は、検討委員会から「規模等および建設候補地(案)」の中間報告を受け、建設予定地として市施設「ひこね燦ぱれす」南側に隣接した市有地を含む一帯の土地を決定した。
- 同時に、金亀公園の再整備についても同委員会で検討を進め、弓道場については、同敷地内で再整備を行うことが難しく、再整備を行うためには移設が必要となり、新市民体育センターを整備するにあたり、公共施設の在り方等も含めて検討した結果、これら市施設「ひこね燦ぱれす」と「弓道場」の複合化(合築)を行うこととし、新市民体育センター整備の取組を進めるものとなった。

～新市民体育センター整備基本計画～

○4 彦根市弓道場の移設

- ・建設当時、金亀公園内には旧彦根勤労青少年体育センター(以下「勤体」という。)があり、それに隣接する場所(現在の位置)に弓道場が整備されました。そのため、当時は射場と的場以外の機能はなく、更衣室やトイレ等は勤体の施設を活用してきました。勤体が取り壊されてからは、公園内のトイレを利用するなど運用されてきました。
- ・しかし今回、金亀公園を再整備するにあたり、現況の公園が狭隘なため、現在の公園機能の維持を考慮すると、弓道場については、公園内で機能拡張や建て替え等の再整備が困難な状況にあります。よって、検討委員会での新市民体育センターの整備基本計画の検討を踏まえ、弓道場も含めて整備することとします。

○5 新市民体育センターの導入機能

- ・新市民体育センターには、弓道場のほか、多様な機能が導入される予定である。



(2) 対象施設の環境に関する情報の収集・整理

対象施設の環境に関する情報の収集・整理を行い、2次評価に必要となる情報について、スポーツ施設の利用・運営等の側面から収集・整理を行います。

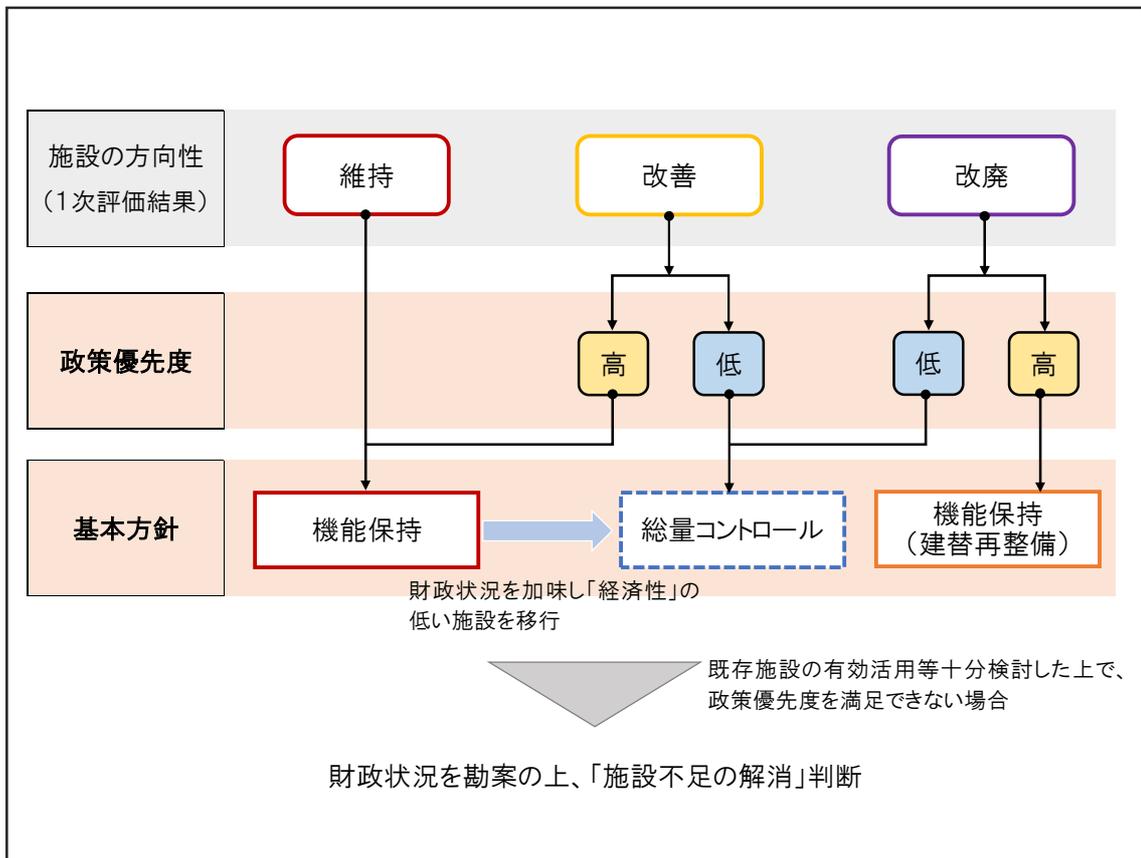
■スポーツ施設の環境に関する情報

項目	細目	活用先
利用状況	利用人数、稼働率	政策優先度の検討
ニーズ	スポーツ環境に対する利用者・利用団体等のニーズ・満足度 性別、年齢および障害の有無等の利用の特性に配慮した利用者 ニーズや施設を利用していない住民等のニーズ	
競技種別	地域におけるスポーツの実施状況 スポーツ施設の特異性や希少性	
整備目的 基準適合	施設の整備目的 施設で開催可能な大会基準等（全国大会、地方大会、中高の 大会等）	
防災	地域防災計画上の位置づけ（避難所、避難場所、防災拠点等 の指定）	
施設分布	スポーツ施設の競技種別の地域別分布	政策優先度の検討 個別計画における総量コ ントロールや施設不足の 解消の検討

(3) 対象施設の基本方針に関する検討

(2) で収集した情報をもとにスポーツ環境を評価します。施設の方向性（1次評価）に政策優先度を加味して基本方針を検討します。

■対象施設の基本方針の検討（2次評価）のフロー



基本方針の概要

- スポーツ環境に関する情報に基づき、対象施設ごとに基本方針を定めます。

■基本方針の概要

基本方針	内容
(スポーツ施設としての)機能保持	現在の施設の機能を保持する。老朽化やそれに伴う維持管理費の増加に対応できるよう、計画的な対応方針を施設ごとに検討する。老朽化が激しいものについては建替再整備の時期や方法について検討する。
総量コントロール	将来的に維持管理し続けることができない施設について、廃止や転用の時期、方法について検討する。
施設不足の解消	スポーツ施設が不足している状態である場合、利用可能なスポーツ施設を増やすことを目指す。

政策優先度の検討

- 政策優先度については、「利用状況」や「ニーズ」により定量的に評価することも可能であるが、できる限りスポーツに関する全体方針とスポーツ環境に関する情報に基づき、総合的に検討を行います。

■政策優先度の評価基準

評価基準	評価
<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用が多い。 ・現在の施設利用者の満足度が高い。 ・運営や施設機能の向上により、大幅に利用状況が改善される見込みがある。 ・障害者スポーツが盛んに行われている。 ・圏域にそのスポーツの実施場所がなく、希少性が高い。 ・整備目的が明確で、目的に合致した利用が継続的に行われている。 ・地域防災計画において、災害拠点や避難施設として指定されており、代替できる施設がない。 	→高
<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用が少ない。 ・現在の施設利用者の満足度が低い。 ・特定の団体が利用し、実利用者が少ない。 ・周辺の人口動態等を踏まえると、運営や施設機能の向上を図っても利用状況の改善の見込みがない。 ・整備目的や施設内容と利用実態が整合していない。 ・学校開放等の既存施設の活用により、現在の利用を代替できる。 ・地域防災計画において、災害拠点や避難施設としての指定されていない。もしくは、指定されているが、近隣に代替できる施設がある。 	→低

基本方針の検討

- 1次評価が「維持」となった施設は、基本方針を「機能保持」とします。
- 1次評価が「改善」もしくは「改廃」となった施設は、政策優先度の評価を行います。
- 1次評価が「改善」で政策優先度が「高」の施設は、基本方針を「機能保持」とし、引き続きスポーツ施設として使用する施設とします。政策優先度が「低」の施設は基本方針を「総量コントロール」とし、施設の削減、転用等の検討を行う施設とします。
- 1次評価が「改廃」で、政策優先度が「高」の施設については、施設の状態が悪く、改善には相当の費用がかかる可能性があるため、基本方針を「機能保持（建替再整備）」とします。政策優先度が「低」の施設については、基本方針を「総量コントロール」とし、施設の削減、転用等の検討を行う施設とします。
- 基本方針を「機能保持」とした施設であっても、地方公共団体の財政状況により、維持可能な財源確保が困難と判断された場合は、「経済性」の低い施設を優先に「総量コントロール」へ移行することができることとしました。

■基本方針の検討結果

施設名	彦根市稲枝地区体育館	彦根市弓道場	彦根市武道場
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 年間400～600回近く利用されており、7,000～13,000人程度の利用となっている シニア層から教育施設の部活動等に利用されており、近隣住民の利用が多い 	<ul style="list-style-type: none"> 年間400～700回近く利用されており、8,000～10,000人程度の利用となっている 管理委託を受けている弓道連盟が利用しており、小学校低学年から学生、シニア層等幅広い層が利用している 弓道利用者層拡大に向け、体験教室が開催されている 	<ul style="list-style-type: none"> 年間500～600回程度利用されており、10,000～13,000人の利用となっている 小学生から学生、社会人、シニア層等幅広い層が利用している
ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ活動だけでなく、自治会活動等にも利用される等、近隣住民からの利用ニーズは高いと考えられる 	<ul style="list-style-type: none"> 年始の一部の時期を除く利用となっており、弓道競技者の利用ニーズが高い 	<ul style="list-style-type: none"> 管理委託を受けている彦根市武道場管理委員会のメンバーを中心に、身近に無料で活用できる屋内体育施設として利用ニーズが高い
競技種別	<ul style="list-style-type: none"> 球技や体操等幅広い競技に利用されている (仮称)彦根総合運動公園の整備により市民体育センターが廃止され、屋内体育施設が一時的に少なくなっている 	<ul style="list-style-type: none"> 専ら弓道に利用されており、施設の特殊性が高く、他競技の利用は難しい 	<ul style="list-style-type: none"> 空手や合気道、柔剣道の他、体操やダンス等に利用されている
整備目的基準適合	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ活動や地域の文化活動等に利用されており、設置目的に応じた利用がなされている 	<ul style="list-style-type: none"> 弓道を通じたスポーツの普及振興につながる利用がなされている 	<ul style="list-style-type: none"> 武道を通じたスポーツの普及振興につながる利用がなされている一方、武道以外の利用もみられる
防災	<ul style="list-style-type: none"> 特に位置づけなし 	<ul style="list-style-type: none"> 特に位置づけなし 	<ul style="list-style-type: none"> 特に位置づけなし
施設分布	<ul style="list-style-type: none"> 教育施設の体育館を除くと、市内の体育館は現時点で1施設となっている(彦根市スポーツ・文化交流センターが令和4年12月供用開始予定) 	<ul style="list-style-type: none"> 市内唯一の弓道場となっており、近隣では、長浜市や東近江市に弓道場が立地している 彦根市スポーツ・文化交流センター整備に伴い新たな機能が大幅に向上する弓道場が整備予定となっている 	<ul style="list-style-type: none"> 市内唯一の武道場となっており、近隣では豊郷町、愛荘町等に武道場が立地している
一次評価	改善	改善	改善
政策優先度	高	低	高
基本方針	機能保持	総量コントロール	機能保持

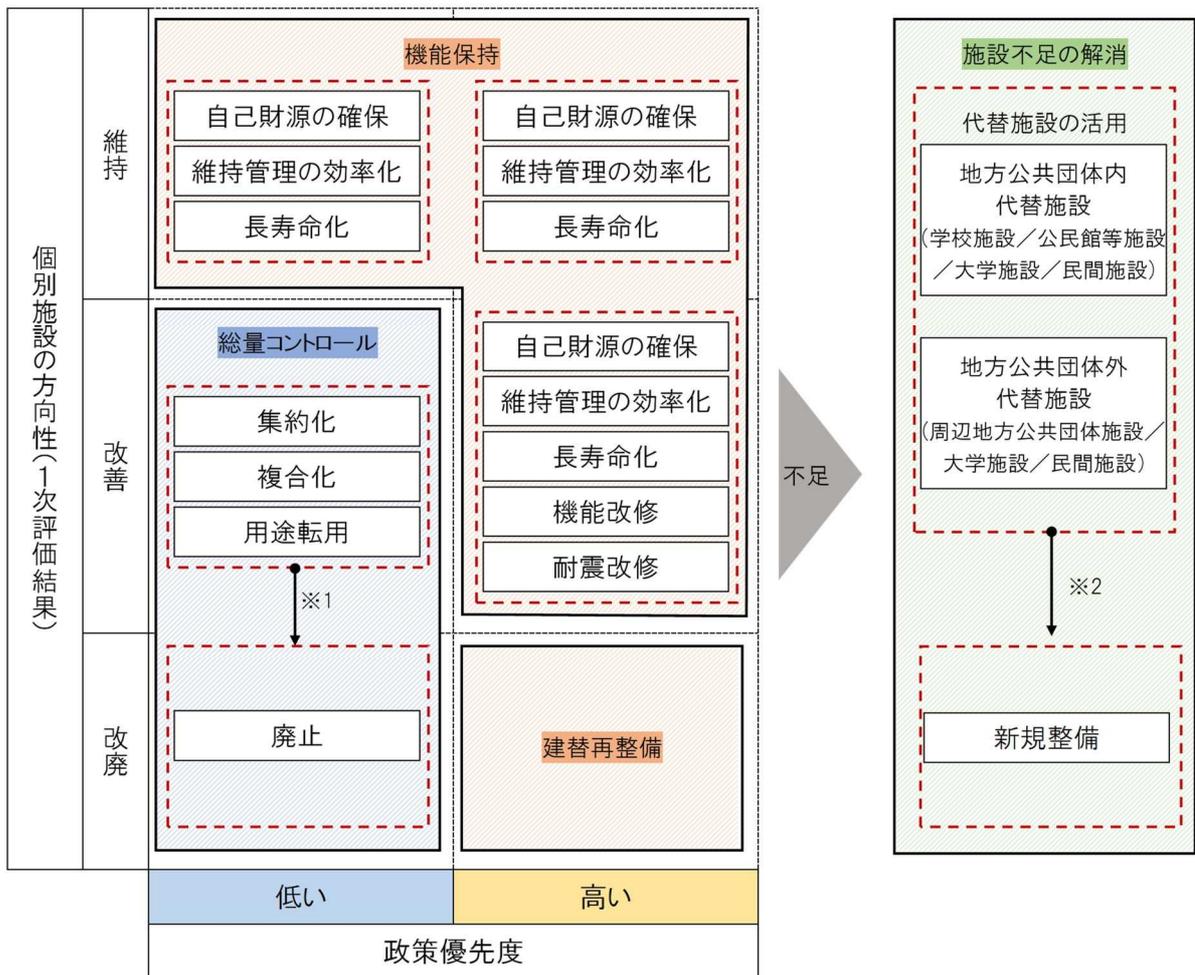
第4章 個別計画の検討

1. 適用可能な手法の選定

スポーツ施設の基本方針に基づき、個別施設に適用可能な手法および今後の具体的な実施内容を検討しました。

適用可能な手法の検討には、1次評価と政策優先度を2軸とするマトリクスを踏まえ、施設単位ごとに手法を検討しました。また、「利用圏域」や「施設分布」に基づいて、スポーツ施設の特徴や偏りといった地域性を加味した上で、「総量コントロール」や「施設不足の解消」における適用可能な手法を検討しました。

■適用手法の概要



※1 地域性（必要性やニーズ等）を勘案し、集約化・複合化・用途転用の可能性がない場合

※2 地域性を勘案し、代替施設となり得る施設が周辺に存在しない場合や代替施設を活用しても不足する場合

(1) 対象施設の機能保持

機能保持における適用手法の考え方は下表のとおりとします。「長寿命化」「機能改修」「耐震改修」は、個別施設の方向性【1次評価】の結果に基づき選択します。

1次評価の結果から「改廃」となった施設のうち、政策優先度が高い施設については、「建替え再整備」とします。

■機能保持の適用手法

手法	内容	想定される具体的手法
財源の確保	地方公共団体の財源以外での財源を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> 民間のノウハウが最大限発揮されるような自由度の高い指定管理制度・コンセッションを導入し、施設の収益性を高め、その収益を投資して施設の維持管理や機能更新を図る。 施設の利用料金の見直しや、施設の維持管理に充当する寄附や基金の設置等を行う。
維持管理の効率化	効率的な運営方法や管理方法を取り入れる。	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者や包括管理委託等により、民間のノウハウによる効率的な管理運営を図る。 予約システムや窓口業務のIT化、施設管理のIT化による光熱水費等の削減を図る。
長寿命化 (計画的保全)	建物の耐用年数を定め、その期間適切な施設の保全が行われるよう計画的な対応を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 保全計画の策定等により保全に関する業務の効率化を図る。 事故等の施設に起因するリスクを回避する(予防保全)。 保全コストの平準化により、計画的・効率的な保全を実現し、ライフサイクルコスト(LCC)の削減を図る。
機能改修	経年劣化や社会的劣化に対応した改修を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 施設の構造体、仕上げ、設備等の経年劣化に対応した改修を行う。 設備システムや附属設備(トイレ、シャワー、更衣室等)等の陳腐化、利用者ニーズの変化への対応等、社会的劣化へ対応するための改修を行う。 改修に当たっては施設の運営者のニーズを十分に把握し、利用者数や利用料金等による収入の増加を想定した適切な投資を行う。
耐震改修	建物の耐震性を確保するために改修を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 現行の耐震基準に対する耐震性能を満たしていない施設について、耐震改修を行う。
建替再整備	同等の機能を有する施設を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化が進んでいるが政策優先度の高い施設については、建替再整備を行う。 この際、PPP/PFIなどの民間資金を活用した事業スキームの検討、将来の人口や財政見通しを踏まえランニングコストを想定した持続的な施設設計、運営者の収益性の確保が期待できる使いやすい施設内容検討等を通じ、将来にわたって適切なストックとなるよう十分に検討を行う。

(2) 総量コントロール

総量コントロールにおける適用手法の考え方は下表のとおりとします。個別施設の方向性【1次評価】が改善となった施設について、「利用圏域」や「施設分布」等に基づく地域性（必要性やニーズ等）を勘案し、集約化・複合化・用途転用の可能性がない場合は、改修費をかけずに「廃止」とします。

■総量コントロールの適用手法

手法	内容	想定される具体的手法
集約化	既存の同種の施設を統合する。	<ul style="list-style-type: none"> 同種の施設があり、利用状況や立地を踏まえて、一つに集約した場合でも、利用者ニーズを満たすことができる等、集約化の可能性がある場合には積極的に集約化を図る。 将来の維持管理の財源確保が難しい場合には、同種施設の集約化を図りつつ、集約化した施設の運営改善や機能更新により、スポーツ環境の質の低下を最小限にするよう配慮する。
複合化	スポーツ施設以外の施設の機能を有した施設と複合化する。	<ul style="list-style-type: none"> 文教施設等、周辺の公共施設の改築などとあわせて、複合化を図る。 スポーツ施設とは異なる機能を含んだ施設になるため、複合する施設の事業所管部局や財政部局等と調整する。 複合化に際しても、集約化や建替再整備と同様に、スポーツ環境の質の確保や将来にわたって適切なストックとなるよう計画する視点が重要である。
用途転用	施設を改修し、他の施設として利用する。	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ施設として維持していく優先度が著しく低く、改修しても利用の見込みが低い場合等で、周辺でスポーツ以外の機能が強く要請されている場合には、用途転用を検討する。 転用用途の所管部局や財政部局等と調整する。
廃止	施設を解体・撤去する。	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ施設として維持していく優先度が著しく低く、改修しても利用の見込みが低い場合等で、用途転用の必要性もない場合には、廃止を検討する。

(3) 施設不足の解消

施設不足の解消における適用手法の考え方は下表のとおりとします。「利用圏域」や「施設分布」等に基づく地域性（必要性やニーズ等）を勘案し、代替施設となり得る施設が周辺に存在しない場合や代替施設を活用しても不足する場合は、「新規整備」を検討します。

■施設不足の解消の適用手法

手法	内容	解説
地方公共団体内の代替施設の活用	地方公共団体内の学校体育施設や公民館等のスポーツに活用できる施設、大学や民間のスポーツ施設等を活用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・不足しているスポーツ施設の種別、種目、規模等を確認する。 ・不足するスポーツ施設の代替となり得る施設がどこにあるかを確認する。 ・学校体育施設を社会体育施設として管理を外部化し、授業や部活動の利用を優先したうえで、一般利用に開放する等、学校開放を最大限活用する。 ・公民館などをスポーツ環境として活用するには、施設の所管部局と調整の上、情報の一元化や予約システムの一体化等により利用を促進する等が考えられる。 ・民間のスポーツ施設を代替施設として活用する場合は、民間施設の管理者と調整する。例えば、施設の維持管理経費と比較して、民間施設の利用促進を行った方が効率的である場合などは、利用券の配布等を行うことも考えられる。
地方公共団体外の代替施設の活用	隣接する地方公共団体の施設や民間施設を、一般市民のスポーツ施設の環境として活用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・不足しているスポーツ施設の種別、規模等を確認する。 ・不足するスポーツ施設の代替となり得る施設がどこにあるかを確認する。 ・代替施設となる施設の管理者と調整する。 ・近隣の地方公共団体が所有・運営するスポーツ施設の基本情報を共有し、広域的に連携してスポーツ施設を活用する方策を検討する。例えば、協定の締結や市民利用料金の相互適用等が考えられる。
新規整備	新たに施設を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> ・不足しているスポーツ施設の種別、規模等を確認し、既存施設や代替施設の活用を図っても適切なスポーツ環境を提供できないことが明らかである場合には、新規整備を検討する。 ・この際、PPP/PFIなどの民間資金を活用した事業スキームの検討、ランニングコストを想定し将来の人口や財政見通しを踏まえた持続的な施設設計、運営者の収益性の確保が期待できる使いやすい施設内容検討等を通じ、将来にわたって適切なストックとなるよう十分に検討を行う。

(4) 本管理計画による対象施設の修繕・改修内容

各対象施設への意見および政策優先度を加味した個々の施設の具体的な修繕・改修内容は、次のとおりとします。

①彦根市稲枝地区体育館

i 評価の結果と修繕・改修内容の概要

彦根市稲枝地区体育館は、機能保持・機能改修とします。具体的には、天井面からの漏水や軒樋の改修を実施します。併せて、施設利用者の利便性向上を図るため、適宜バリアフリー改善のための改修を実施します。

■評価結果と実施内容

2次評価 (基本方針)	2次評価 (適用手法)	修繕・改修内容の概要
機能保持	機能改修	・天井面からの漏水や軒樋の改修 ・バリアフリー改修 等

ii 修繕・改修計画の検討

修繕・改修内容を踏まえ、修繕・改修計画を検討します。修繕・改修内容について必要な費用を概算し、長期修繕計画（平成29年3月）に反映します。

概算を行う対象は、令和2年10月に実施した建物劣化状況調査においてD判定とした項目および、バリアフリーに関して管理者と協議の上対応が必要と判断した項目とします。概算結果は以下のとおりです。

■概算結果（建物劣化状況調査等においてD判定とした項目）

No.	劣化状況	部位・室名	補修内容	概算結果
1	屋根 軒樋脱落・破損	屋上 東側面・西側面	軒樋破損部更新	550～1,650 千円
2	屋根 天井漏水	屋上 アリーナ天井各所	漏水部分屋根補修	470 千円
3	屋根 天井漏水	屋上 アリーナ天井東角柱上	漏水部分屋根補修	
4	鉄扉枠廻り成型モルタル割れ・界面剥離	1階 器具庫1	樹脂注入補修	70 千円
5	鉄扉枠廻り成型モルタル割れ・剥落	1階 器具庫2	研り・成型補修	
6	鉄扉枠廻り成型モルタル割れ・界面剥離	1階 西面出入口	樹脂注入補修	
7	内装 エントランス上框 人造石 転び	1階 エントランス	隙間補修	10 千円
8	内装 アリーナ木質フローアの傷・摩耗剥離	1階 アリーナ床面	部分張替え改修	430 千円
9	建具 木製建具レール破損	1階 男子更衣室	レール設置改修	40 千円
10	床面シート浮き・波打ち	1階 男女更衣室共	床シート貼替え	190 千円
11	排煙窓 開閉不良	1階 男子トイレ	オペレーター更新	30 千円
12	設備 コンセント破損	1階 女子更衣室	電気工事	10 千円
13	天井 水銀灯	天井	LED化	2,720 千円
合計				4,520～5,620 千円

■概算結果（バリアフリーに関して対応が必要と判断した項目）

No.	劣化状況	部位・室名	補修内容	概算結果
1	階段部の両側に手摺	外構 エントランス ^{ポーチ}	両側に手摺設置	150 千円
2	エントランス段差のバリアフリー問題	1 階 エントランス 玄関框	手摺設置程度	70 千円
3	トイレ段差のバリアフリー問題	1 階 男女トイレ共	手摺設置程度	40 千円
4	エントランスホールに休憩設備	1 階 エントランス	腰掛設置(備品)	40 千円
合計				300 千円

■修繕・改修計画

(修繕・改修計画スケジュール)

計画期間

施設名	予防保全対象部位	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	
彦根市稲枝地区体育館	建築	屋根	●					○					○					○				
		外部	○	●			○		○					○	○				○			
		外構							○											○		
		内部			●																	
		建具	○						○					○						○		
		バリアフリー整備			●																	
	電気設備	電力	○	●			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		通信・情報	○						○					○						○		
		LED照明設置				○																
	機械設備	換気	○	●			○		○		○			○	○					○		
	概算工事費(百万円)	建設部位計	-	4.58	1.04	-	2.69	-	4.78	-	-	-	-	7.19	2.69	-	-	-	4.78	-	-	-
		電気設備部位計	-	0.13	0.01	2.72	0.00	0.00	0.13	0.00	0.00	0.00	0.00	0.27	0.00	0.00	0.00	0.00	0.13	0.00	0.00	0.00
		機械設備部位計	-	0.30	0.03	-	0.17	-	0.30	-	0.17	-	-	0.30	0.17	-	-	-	0.47	-	-	-
		合計	0.00	5.01	1.08	2.72	2.86	0.00	5.21	0.00	0.17	0.00	0.00	7.75	2.86	0.00	0.00	0.00	5.38	0.00	0.00	0.00

※概算工事費の内、万円以下の場合は四捨五入表示、工事費用の発生しない年は「-」と表示する

※表中の○は既に策定されている長期修繕計画を参考にして改めて計画した工事、●はD判定項目工事を
含む

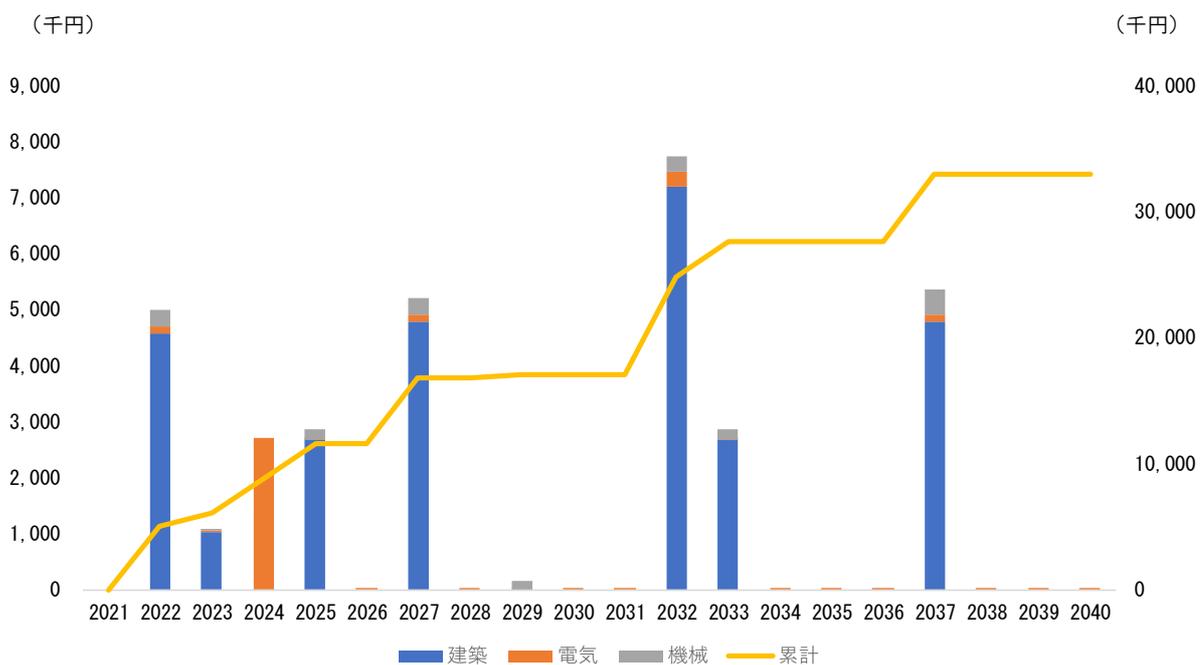
(修繕・改修計画総括)

計画期間

(千円)

	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040
建築	0	4,584	1,040	0	2,690	0	4,779	0	0	0	0	7,187	2,690	0	0	0	4,779	0	0	0
電気	0	131	11	2,718	1	1	131	1	1	1	1	267	1	1	1	1	131	1	1	1
機械	0	297	30	0	168	0	297	0	168	0	0	297	168	0	0	0	465	0	0	0
合計	0	5,012	1,081	2,718	2,860	1	5,208	1	170	1	1	7,751	2,860	1	1	1	5,376	1	1	1
累計	0	5,012	6,094	8,812	11,672	11,673	16,881	16,882	17,052	17,054	17,055	24,806	27,666	27,667	27,669	27,670	33,046	33,048	33,049	33,050

※物価補正率は、経費 30.0%と合わせて、1.369 とする



(修繕・改修計画内訳/建築)

計画期間

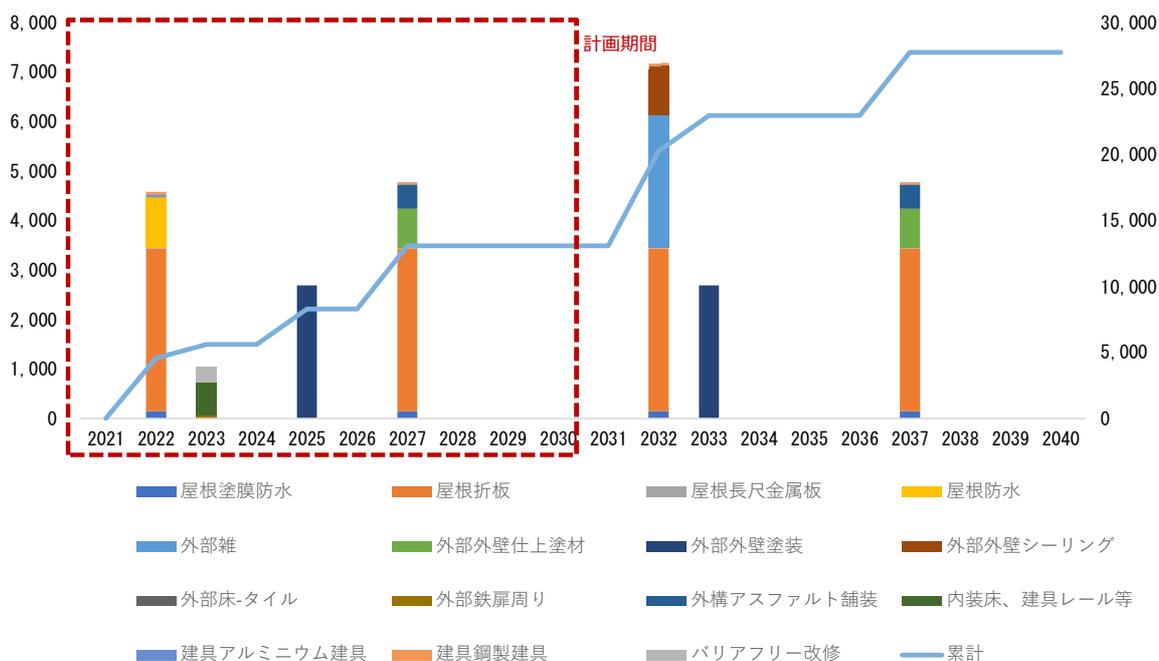
(千円)

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040
屋根塗膜防水	0	149	0	0	0	0	149	0	0	0	0	149	0	0	0	0	149	0	0	0
屋根折板	0	3,287	0	0	0	0	3,287	0	0	0	0	3,287	0	0	0	0	3,287	0	0	0
屋根長尺金属板	0	8	0	0	0	0	8	0	0	0	0	8	0	0	0	0	8	0	0	0
屋根防水	0	1,030	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外部雑	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,697	0	0	0	0	0	0	0	0
外部外壁仕上塗材	0	0	0	0	0	0	801	0	0	0	0	0	0	0	0	0	801	0	0	0
外部外壁塗装	0	0	0	0	2,690	0	0	0	0	0	0	0	2,690	0	0	0	0	0	0	0
外部外壁シーリング	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	990	0	0	0	0	0	0	0	0
外部床-タイル	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0
外部鉄扉周り	0	0	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外構アスファルト舗装	0	0	0	0	0	0	482	0	0	0	0	0	0	0	0	0	482	0	0	0
内装床、建具レール等	0	0	670	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建具アルミニウム建具	0	56	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	0	0	0
建具鋼製建具	0	49	0	0	0	0	49	0	0	0	0	49	0	0	0	0	49	0	0	0
バリアフリー改修	0	0	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	4,584	1,040	0	2,690	0	4,779	0	0	0	0	7,187	2,690	0	0	0	4,779	0	0	0
累計	0	4,584	5,624	5,624	8,314	8,314	13,093	13,093	13,093	13,093	13,093	20,280	22,971	22,971	22,971	22,971	27,750	27,750	27,750	27,750

※表中赤字は、劣化調査D判定項目

(千円)

(千円)



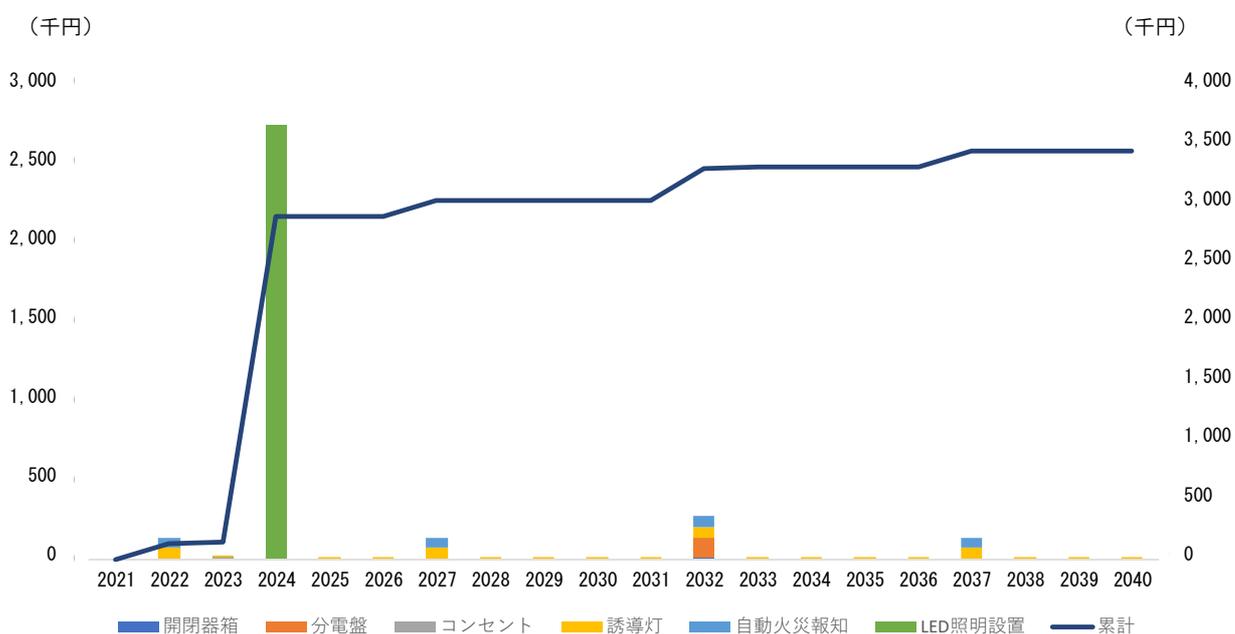
(修繕・改修計画内訳/電気設備)

計画期間

(千円)

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040
開閉器箱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0
分電盤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	123	0	0	0	0	0	0	0	0
コンセント	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
誘導灯	0	67	1	1	1	1	67	1	1	1	1	67	1	1	1	1	67	1	1	1
自動火災報知	0	64	0	0	0	0	64	0	0	0	0	64	0	0	0	0	64	0	0	0
LED照明設置	0	0	0	2,717	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	131	11	2,718	1	1	131	1	1	1	1	267	1	1	1	1	131	1	1	1
累計	0	131	143	2,861	2,863	2,864	2,995	2,997	2,998	2,999	3,001	3,268	3,269	3,270	3,272	3,273	3,405	3,406	3,407	3,409

※表中赤字は、D判定項目



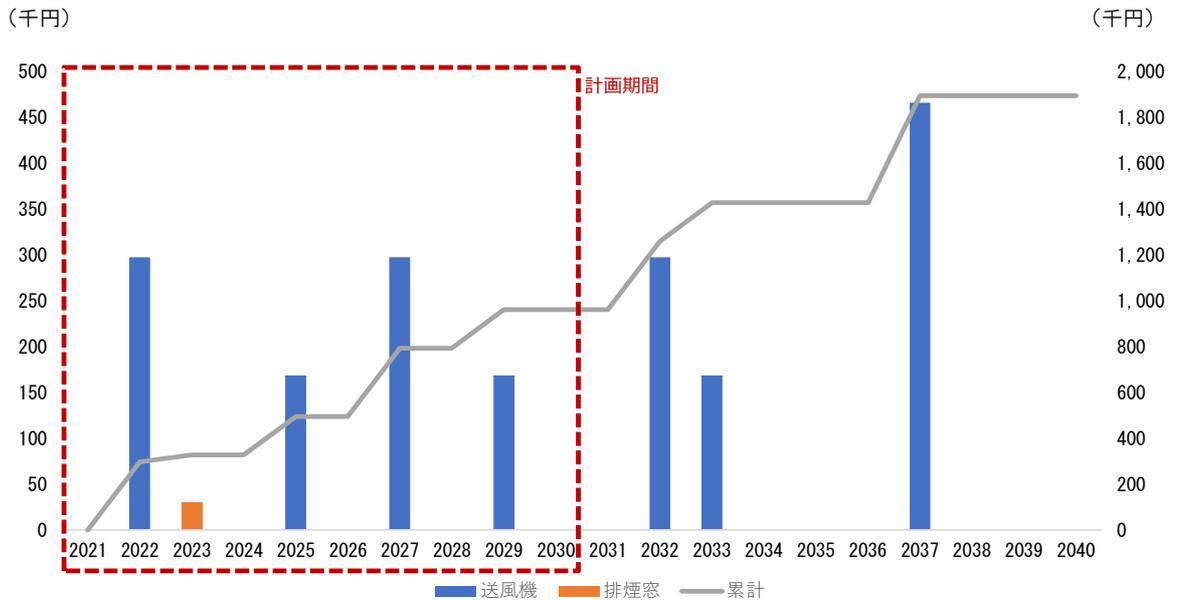
(修繕・改修計画内訳/機械設備)

計画期間

(千円)

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040
送風機	0	297	0	0	168	0	297	0	168	0	0	297	168	0	0	0	465	0	0	0
排煙窓	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	297	30	0	168	0	297	0	168	0	0	297	168	0	0	0	465	0	0	0
累計	0	297	327	327	495	495	793	793	961	961	961	1,258	1,426	1,426	1,426	1,426	1,892	1,892	1,892	1,892

※表中赤文字は、D判定項目



②彦根市弓道場

彦根市弓道場は、総量コントロール・廃止とします。具体的には、新たに整備される彦根市スポーツ・文化交流センター内に、機能が大幅に向上する弓道場が整備される予定のため、現施設は廃止するものとします。

■評価結果と実施内容

2次評価 (基本方針)	2次評価 (適用手法)	具体的な内容
総量コントロール	廃止	・彦根市スポーツ・文化交流センター整備に伴い、同センター内に、機能が大幅に向上する弓道場が整備される予定となっており、「彦根市新市民体育センター整備基本計画」では、弓道場の移築が位置付けられており、現施設は廃止を検討する。

③彦根市武道場

i 評価の結果と修繕・改修内容の概要

彦根市武道場は、機能保持・機能改修とします。具体には、木製破風板の割れ・剥離や樋の破損等による漏水の改修を実施します。併せて、施設利用者の利便性向上を図るため、適宜バリアフリー改善のための改修を実施します。

■評価結果と実施内容

2次評価 (基本方針)	2次評価 (適用手法)	修繕・改修内容の概要
機能保持	機能改修	<ul style="list-style-type: none"> 木製破風板の割れ・剥離や樋の破損等による漏水の改修 バリアフリー改修 等

ii 修繕・改修計画の検討

修繕・改修内容を踏まえ、修繕・改修計画を検討します。修繕・改修内容について必要な費用を概算し、長期修繕計画（平成29年3月）に反映します。

概算を行う対象は、令和2年10月に実施した建物劣化状況調査においてD判定とした項目および、バリアフリーに関して管理者と協議の上対応が必要と判断した項目とします。概算結果は以下のとおりです。

■概算結果（建物劣化状況調査等においてD判定とした項目）

No.	劣化状況	部位・室名	補修内容	概算結果
1	内装 木質フローアの傷・摩耗剥離	1階 剣道場床面	部分張替え改修	220千円
2	建具 アルミサッシ開閉ホッパーチェーン外れ	1階 剣道場	ホッパーチェーン補修	10千円
3	建具 アルミサッシ開閉ホッパーチェーン外れ	1階 武道場	ホッパーチェーン補修	
4	天井 水銀灯	天井	LED化	2,730千円
合計				2,960千円

■概算結果（バリアフリーに関して対応が必要と判断した項目）

No.	劣化状況	部位・室名	補修内容	概算結果
1	手摺 折れ曲がり破損	外部 エントランス ¹ ーチ	撤去済・手摺新設	150千円
2	エントランス段差のバリアフリー問題	1階 エントランス 玄関框	手摺設置程度	70千円
3	トイレ段差のバリアフリー問題	1階 男女トイレ共	手摺設置程度	40千円
4	男子トイレ 腰掛便座と手摺	1階 男子トイレ	洋式改修+手摺	280千円
5	女子トイレ 腰掛便座と手摺	1階 女子トイレ	洋式改修+手摺	280千円
合計				820千円

■修繕・改修計画

(修繕・改修計画スケジュール)

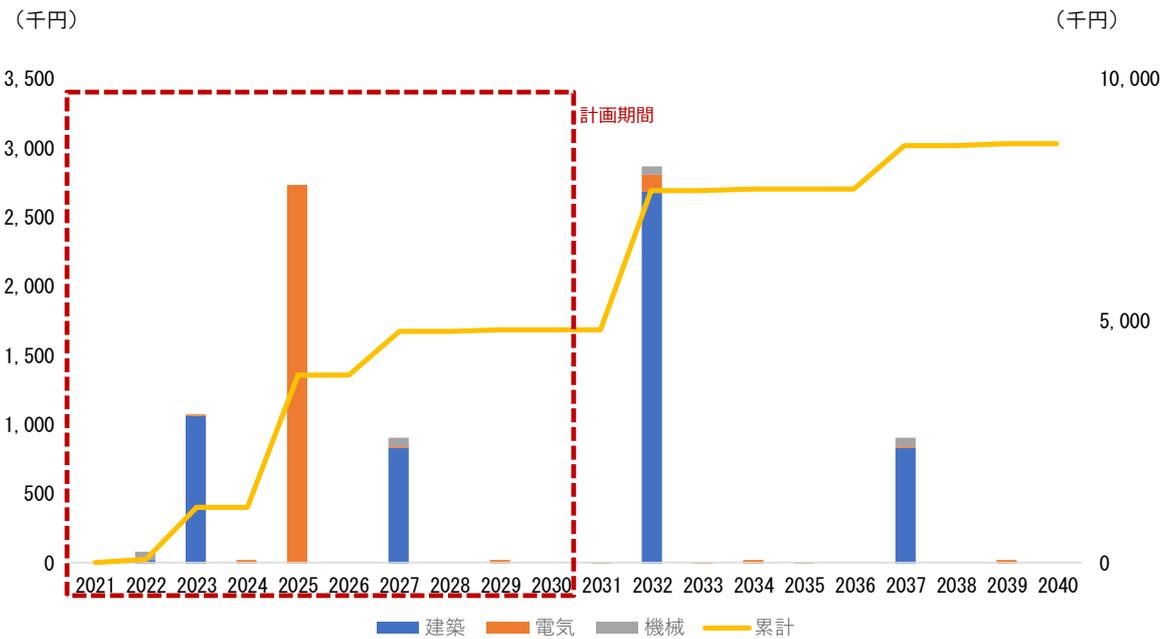
施設名	予防保全対象部位	計画期間																					
		2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040		
彦根市武道場	建築	屋根									○										○		
		外部									○										○		
		外構									○										○		
		内部			●																		
		建具		○	●						○										○		
		バリアフリー整備			●																		
	電気設備	電力			○	○	○			○		○		○	○	○	○		○		○		○
		LED照明設置					○																
	機械設備	換気		○						○											○		
	概算工事費(百万円)	建設部位計	-	0.02	1.06	-	-	-	0.83	-	-	-	-	2.68	-	-	-	-	0.83	-	-	-	
電気設備部位計		-	-	0.01	0.02	2.73	-	0.01	-	0.03	-	0.01	0.13	0.01	0.02	0.01	-	0.01	-	0.03	-		
機械設備部位計		-	0.06	-	-	-	-	0.06	-	-	-	-	0.06	-	-	-	-	0.06	-	-	-		
合計		-	0.08	1.07	0.02	2.73	-	0.90	-	0.03	-	0.01	2.87	0.01	0.02	0.01	0.00	0.90	-	0.03	-		

※概算工事費の内、万円以下の場合は四捨五入表示、工事費用の発生しない年は「-」と表示する
 ※表中の○は既に策定されている長期修繕計画を参考にして改めて計画した工事、●はD判定項目工事を
 含む

(修繕・改修計画総括)

	計画期間																			(千円)	
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	
建築	0	18	1,060	0	0	0	834	0	0	0	0	2,684	0	0	0	0	834	0	0	0	
電気	0	0	6	21	2,734	0	6	0	26	0	6	127	6	21	6	0	6	0	26	0	
機械	0	59	0	0	0	0	59	0	0	0	0	59	0	0	0	0	59	0	0	0	
合計	0	77	1,066	21	2,734	0	898	0	26	0	6	2,870	6	21	6	0	898	0	26	0	
累計	0	77	1,143	1,163	3,897	3,897	4,795	4,795	4,822	4,822	4,827	7,697	7,703	7,724	7,729	7,729	8,628	8,628	8,654	8,654	

※物価補正率は、経費 30.0%と合わせて、1.378 とする



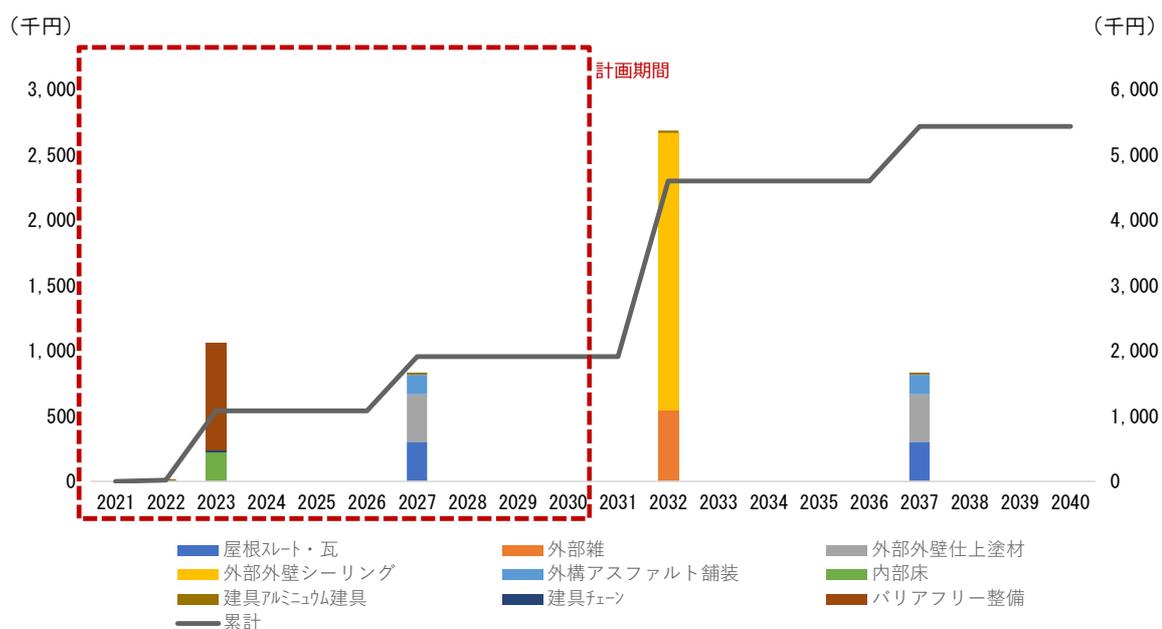
(修繕・改修計画内訳/建築)

計画期間

(千円)

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040
屋根スレート・瓦	0	0	0	0	0	0	303	0	0	0	0	0	0	0	0	0	303	0	0	0
外部雑	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	543	0	0	0	0	0	0	0	0
外部外壁仕上塗材	0	0	0	0	0	0	364	0	0	0	0	0	0	0	0	0	364	0	0	0
外部外壁シーリング	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,123	0	0	0	0	0	0	0	0
外構アスファルト舗装	0	0	0	0	0	0	149	0	0	0	0	0	0	0	0	0	149	0	0	0
内部床	0	0	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建具アルミニウム建具	0	18	0	0	0	0	18	0	0	0	0	18	0	0	0	0	18	0	0	0
建具チェーン	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
バリアフリー整備	0	0	820	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	18	1,060	0	0	0	834	0	0	0	0	2,684	0	0	0	0	834	0	0	0
累計	0	18	1,078	1,078	1,078	1,078	1,912	1,912	1,912	1,912	1,912	4,596	4,596	4,596	4,596	4,596	5,430	5,430	5,430	5,430

※表中赤文字は、D判定項目



(修繕・改修計画内訳/電気設備)

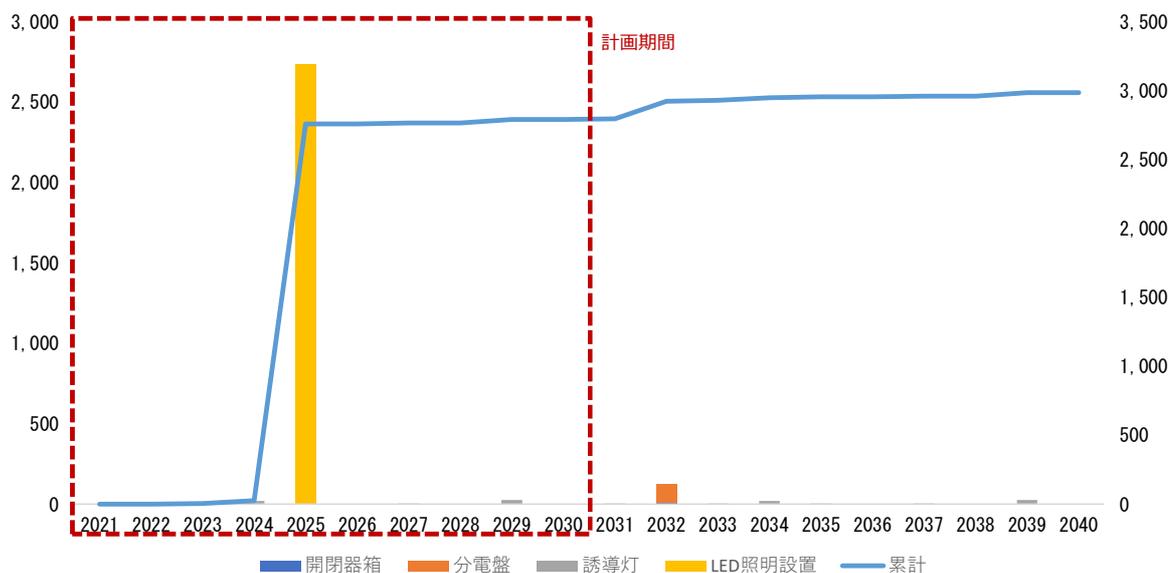
計画期間

(千円)

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040
開閉器箱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0
分電盤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	114	0	0	0	0	0	0	0	0
誘導灯	0	0	6	21	6	0	6	0	26	0	6	0	6	21	6	0	6	0	26	0
LED照明設置	0	0	0	0	2,728	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	6	21	2,734	0	6	0	26	0	6	127	6	21	6	0	6	0	26	0
累計	0	0	6	26	2,760	2,760	2,765	2,765	2,791	2,791	2,797	2,924	2,929	2,950	2,955	2,955	2,961	2,961	2,987	2,987

(千円)

(千円)



(修繕・改修計画内訳/機械設備)

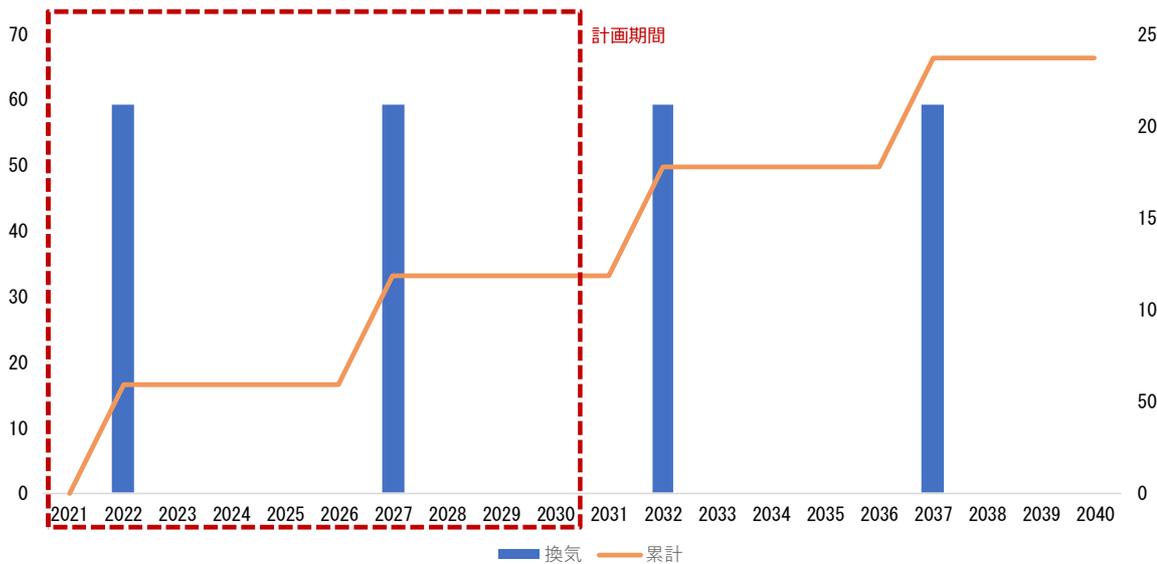
計画期間

(千円)

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040
換気	0	59	0	0	0	0	59	0	0	0	0	59	0	0	0	0	59	0	0	0
合計	0	59	0	0	0	0	59	0	0	0	0	59	0	0	0	0	59	0	0	0
累計	0	59	59	59	59	59	119	119	119	119	119	178	178	178	178	178	237	237	237	237

(千円)

(千円)



2. フォローアップの実施方針

本計画の進行管理は、個別計画の進捗状況について彦根市スポーツ部スポーツ課により検証を行うこととし、毎年、事業進捗状況の確認や現状把握を行うとともに、必要に応じて関係団体に対して報告を行うこととします。

また、国の政策、社会経済情勢、地域の人口構成およびニーズ等の変化、更には上位・関連計画の改定などに対応しながら、必要に応じて本計画の見直しを行い、PDCAサイクルによる計画の進行管理に努めます。

なお、見直しに当たっては、関係団体等の意見を反映しながら改定を行うこととします。

3. 推進・取組体制

本計画の推進に当たっては、彦根市スポーツ部スポーツ課を主管課とし、市民、スポーツ関連団体等との協働、関係機関との連携とともに、計画を強力的に推進できる体制づくりを行っていきます。